



広報

2021
JANUARY
1月号
No.740

みずほ

[KOHO-MIBU]





壬生町長
小菅 一弥

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、輝かしい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、緊急事態宣言の発令、学校の臨時休業、イベントの中止、ソーシャルディスタンスの確保、新しい生活様式の徹底など、これまで経験したことのない年であったと思います。新型コロナウイルスの脅威は、まだまだ続いていくと思いますが、町民の皆様の理解とご協力を賜りまして、「コロナ禍における新たなまちづくり」を進めて行かなければならないと、決意を新たにしているところであります。

今年より、新年のごあいさつにつきまして、町民のみならずの読み易さを第一に考え、文章だけではなく表や写真などを用いて表現する形へと変更いたしました。

是非、多くの町民の皆様に誇るべき壬生町の魅力をご確認いただくとともに、現在進めている「未来へのまちづくり」にもご理解を深めていただければ幸いです。

結びに、皆様方のご多幸と新型コロナウイルスの早期収束をご祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

誇るべき評価

街の住みこち自治体ランキング栃木県版・2020 1位

56項目を8つの分野とし、交通利便性、親しみやすさ、行政サービスの分野で高い評価をいただき、県内1位、全国では249位となりました。

順位	自治体名	偏差値
1位	壬生町	65.5
2位	宇都宮市	64.6
3位	大田原市	63.9

大東建託株式会社調査

後悔しない「コロナ時代の移住先」ランキング 関東4位

買い物〔大規模商業施設が充実した街〕、将来性〔将来伸びる街〕、医療〔医療体制が充実した街〕、災害・行政〔災害対応や行政サービスが期待できる街〕で高い評価をいただきました。

順位	自治体名	点数
1位	群馬県吉岡町	60
2位	千葉県柏市	54
2位	神奈川県開成町	54
4位	栃木県壬生町	53

朝日新聞出版週間AERA調査

次の未来へ

壬生町役場新庁舎建設工事

令和4年5月の開庁に向けて、工事を進めております。工事の最新情報は、町公式サイトでご覧いただけます。

六美町北部土地地区画整理事業

令和10年の完成を目指し、面積約50haの事業を進め、併せて大型商業施設の誘致なども進めております。

産業の発展と強靱化

下稲葉地区圃場整備事業

新時代の農業スタイルを目指し、県内最大級の大型圃場整備事業を推進しております。

新産業団地整備事業

みぶ羽生田産業団地の隣接地に新たな産業団地造成を目指し、産業の活性化を図ります。



目次

- 2 新年のごあいさつ
- 4 新庁舎建設だより
- 8 まちトピ
- 14 確定申告は期限内に！
- 20 歴史民俗資料館だより
- 26 催し・講座、募集、おしらせ
- 29 介護
- 30 スポーツ
- 33 各種相談
- 35 1月16日～2月15日カレンダー

表紙写真：獨協医科大学（吉田学長・看護師の皆様）へ大根を贈呈した時の様子です。この大根は、ゆうがおマラソン大会でおもてなしとして使用する予定でしたが、同大会の中止により、同大会実行委員の大橋良平様よりご提供いただきました。詳細は広報みぶ2月号に掲載予定です。



壬生町議会議長
赤羽根 信行

新年あけましておめでとうございます。町民の皆様におかれましては、希望に満ちた輝かしい令和三年の新年を迎えることと心よりお慶び申し上げます。重ねて、日頃より町議会活動に対し深いご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症が町民の皆様や事業者様等に多大なる影響を及ぼした一年でした。議会においては、コロナ禍での運営や傍聴等について検討を重ねながら対応してまいりました。具体的には、一般質問時間の短縮、傍聴人数の制限等の対応を取らせていただいたところです。また、昨年四月には町に対して迅速かつ的確な感染症対策を講じるよう要望書を提出いたしました。

新型コロナウイルス感染症の脅威はまだまだ予断を許さない状況であり、ですが、感染予防に努めながら、町民の皆様への負託を受けた議会としての機能維持と権能の行使に尽力する必要がありますと考えております。

町民福祉の充実と町の発展に寄与するため、二元代表制の一翼を担う議会として今後も活発な議会活動を通じて、まちづくりに取り組んでまいりますので、引き続き町議会に對しましてのご支援並びにご協力をお願い申し上げます。

壬生の学び

第18回全国藩校サミット壬生大会

令和3年11月20・21日に由緒ある各藩の盟主のみなさま方が、壬生町に集まる一大イベントです。新型コロナウイルスの影響で1年延期となりましたが、新たにお客様フレンチ料理やお客様のお米、ジャムなどが開発され、「最高のおもてなし」に向けてますますレベルアップしております。



ギガスクール構想

令和2年10月、小・中学校に一人一台のタブレット端末を整備しました。今後は、新たな学びのスタイル構築や学校休業時においても、オンライン学習が出来る体制づくりを進めてまいります。

スポーツの祭典

いちご一会とちぎ国体2022

令和4年のスポーツライミング、銃剣道、ターゲットバードゴルフ競技の開催に向けて準備を進め、開催機運を高めます。



東京2020オリンピック・パラリンピック

世界最大の国際イベントの開催に合わせ、スポーツを中心とした活性化を図ります。現在のところ、壬生町においては3月に聖火リレーが予定されております。

町民が主役

協働による“まちなか”活性化

壬生地区やおもちゃのまち地区の若手店主たちが、まちなかの賑わい創出にさまざまなアイデアやチャレンジで町を盛り上げています。



第6次総合振興計画後期基本計画スタート

令和3年4月から新型コロナウイルスの対応やSDGsを目標に加え、まちづくりの基本となる5カ年計画がスタートします。

安全・安心

新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策本部を中心に関係機関と連携を図り、対策・対応を講じながら、安全・安心の生活が過ごせるよう取り組みます。

東京都葛飾区との防災協定

昭和50年代に東京下町（葛飾区など）から壬生町へおもちゃ工場が集団移転した歴史があり、「おもちゃのまち」に縁のある自治体と災害時の相互応援に関する協定を昨年12月に締結しました。

東武興業(株)との防災協定

災害時における、東武興業(株)が運営する宮の森カントリー倶楽部、星の宮カントリー倶楽部への一時避難や入浴施設の使用に関する協定を昨年12月に締結しました。

新庁舎建設に係る進捗状況のお知らせ

新 庁舎建設は、昨年7月末の着工から約5カ月が経過し、令和2年12月現在、基礎部分を施工しています。今回は、ドローンにより撮影した全体写真と、各工種の写真を掲載します。



令和2年11月26日ドローン写真
敷地西側上部より施工者撮影

写真の中央部が新庁舎です。
撮影時は、基礎の配筋工事を
主に行っています。

各 工種について、前は10月上旬頃までの工事をお知らせしました。今回はそれ以降に行われた工事の写真を掲載します。



捨てコンクリート工事

10月末～11月上旬

地盤改良工事を行った箇所の上部に無筋でコンクリートを打設します。基礎や型枠の墨出し、型枠・鉄筋の受台として設けるものです。



配筋工事

11月初め～

基礎工場の鉄筋の工事です。捨てコンクリートの上部に配筋していきます。



基礎工事

12月初め～

左記の配筋工事後、型枠を組み立て、コンクリートを流し込み、躯体を作っていきます。

現況は以上ですが、町民の皆様にはこれからも随時、工事の進捗状況をお知らせしていきます。

工事の際、近隣の方々には、大型車両の往来、資材の搬入・搬出等でご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止を含め、安全管理を徹底します。

町発展への功労・**自治功労者を表彰** 功績をたたえ

永年にわたり、町政運営の推進、教育・文化の振興等で多大な功績を残された方々を称え、「令和2年度壬生町自治功労者表彰式」を、11月12日(木)に城址公園ホール中ホールで行いました。

今年度は、功労賞22名、徳行賞7名の方が受賞されました。



受賞者（敬称略）

功 労 賞

- 町議会議員として功績があったと認められる方 鈴木 理夫
- 農業委員として功績があったと認められる方 琴寄 成人
- 教育委員として功績があったと認められる方 本島 博久
- 学校薬剤師として功績があったと認められる方 前原 美佐子
- 学校医として功績があったと認められる方 安樂 之孝・石田 基雄
- 学校歯科医として功績があったと認められる方 佐藤 恵子・東海林 正憲
- スポーツ推進委員として功績があったと認められる方 村田 宣弘
- 介護認定審査会委員として功績があったと認められる方 中島 昇一・山崎 久夫
- 文化財保護審議会委員として功績があったと認められる方 福田 貞男・堀江 正美
- 消防団員として功績があったと認められる方 渡邊 光喜
- 民生委員・児童委員として功績があったと認められる方 石川 朋彦
- 統計調査員として功績があったと認められる方 大橋 信行・小菅 陽子
- 消防団員及び交通指導員として功績があったと認められる方 中山 清
- 消防団員及び統計調査員及び行政協力委員として功績があったと認められる方 細井 義雄
- 消防団員及び少年指導員として功績があったと認められる方 山井 一男
- 消防団員として功績があったと認められる方 荒川 克己
- 消防団員として功績があったと認められる方 植竹 栄一

徳 行 賞

- 町に1件100万円相当以上の金品を寄附された方 金澤 翔子 ・株式会社TKC
- 株式会社シーズ・株式会社日環
- 毛塚 悦子 ・毛塚 俊照
- 三水プラント株式会社

(該当条項順、職名順、50音順)

令和2年度壬生町消防団および消火協力者の表彰

毎年行われている壬生町消防団員の方の表彰者並びに消火協力者の方の表彰者を掲載します。
今後とも当町の防災行政に対しご理解、ご協力をよろしくお願いします。

令和2年度表彰者名簿

(敬称略)

知事表彰

◎消防関係功労者表彰

本部 分団長 戸崎 勝巳

栃木県消防協会会長表彰

◎勤続章25年

本部 副団長 戸崎代志夫

◎勤続章20年

本部 分団長 戸崎 勝巳

◎勤続章15年

第1分団第2部 部長 石川 朋彦

◎勤続章10年

第1分団第2部 団員 栗原 信
第3分団第3部 団員 山川 晃

栃木県消防協会下都賀支部長表彰

◎功績章8年

第3分団第5部 団員 石村 勝巳
第3分団第5部 団員 鈴木 宏明

◎勤続章5年

第1分団第3部 部長 細井 平造
第2分団第1部 部長 伊藤 崇
第2分団第3部 部長 小野 宏明
第2分団第4部 部長 高久 晃良
第2分団第5部 部長 越路 佑一
第3分団第1部 部長 鈴木 啓之
第3分団第5部 部長 吉葉 和正
第2分団第1部 班長 神長 正美
第2分団第3部 班長 木野内史朗
第3分団第1部 班長 小野崎裕一

石橋地区消防団連絡協議会長表彰

◎ポンプ車

第3分団第5部

◎小型ポンプ

第1分団第3部

壬生町長表彰

◎総章

第1分団第1部

◎勤続章25年

栃木県消防協会会長表彰と同じ

◎勤続章20年

栃木県消防協会会長表彰と同じ

◎勤続章15年

栃木県消防協会会長表彰と同じ

◎勤続章10年

栃木県消防協会会長表彰と同じ

◎勤続章5年

栃木県消防協会下都賀支部長表彰と同じ

◎優良部

◎ポンプ車

第2分団第1部

◎小型ポンプ

第2分団第5部

◎努力部

◎ポンプ車

第3分団第1部

◎小型ポンプ

第2分団第2部

壬生町長感謝状

◎令和元年度退団者

谷中田成孝、他43名

◎消火協力者

◎内助の功

佐藤 榮一
戸崎 郁子
栗原 友美
山川由香梨

東武興業株式会社との災害時応援協定締結



災害時応援協定に関する締結式

壬生町は大規模災害に備え、12月14日(月)壬生町役場正庁にて、東武興業株式会社取締役社長若菜英樹様、壬生町内にある宮の森カントリー倶楽部支配人大高安弘様(東武興業株式会社)、星の宮カントリー倶楽部支配人河野宏之様(東武興業株式会社)と「災害時における一時避難所の提供及び入浴施設の利用に関する協定」を締結しました。

この締結により、避難住民の身体清潔やメンタルケアとして入浴施設の利用が可能になりました。

写真左から
総務課長 櫻井副団長
宮の森カントリー倶楽部支配人 大高安弘様
東武興業株式会社取締役社長 若菜英樹様
小宮町長
星の宮カントリー倶楽部支配人 河野宏之様
東武興業株式会社 毛塚正芳様 田中ひろみ様

壬生町交通安全・防犯功労者表彰式



令和2年度壬生町交通安全・防犯功労者表彰式

11月18日(水)役場正庁で壬生町交通安全・防犯功労者表彰式を行いました。

例年は「安全安心町民大会」において表彰を行っていましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から「安全安心町民大会」が中止になったため、壬生町・栃木地区交通安全協会壬生支部(大友達示支部長)・壬生町防犯組合連絡協議会(森島淳会長)の共催にて同式を正庁にて行いました。

左後列から 大島文夫 内山功 小川律男 高山清明 小椋理香子
左前列から 石島茂 渡邊雅央 森島壬生町防犯組合連絡協議会長 小菅町長 篠原栃木地区交通安全壬生支部長代理 神門宏行 刀川美咲子(敬称略)

交通安全功労者表彰

(敬称略)

本町の交通安全のために献身的な活動を続けておられる個人及び団体で、その功績が特に顕著であった方に対して、町長並びに栃木地区交通安全協会壬生支部長から贈られました。

- 栃木地区交通安全協会壬生支部 おもちやのまち部会
- 栃木地区交通安全協会壬生支部 南犬飼部会
- 壬生町交通安全母の会
- 壬生町交通安全母の会
- 壬生町交通安全母の会

- 神門 宏行
- 高山 清明
- 小椋理香子
- 刀川美咲子
- 白井 テツ

交通指導員感謝状贈呈者

(敬称略)

交通安全に関する長年の功労に対して、町長並びに栃木地区交通安全協会壬生支部長から感謝状が贈呈されました。

- 壬生町交通指導員 小川 律男

壬生町防犯功労者表彰

(敬称略)

本町の地域安全のために防犯活動を続けておられる個人及び団体で、その功績が特に顕著であった方に対して、町長並びに壬生町防犯組合連絡協議会長から贈られました。

- 壬生地区防犯組合 内山 功
- 壬生地区防犯組合 大島 文夫
- 睦地区防犯組合 石島 茂
- 睦地区防犯組合 渡邊 雅央

友だちいっぱいご紹介
ありがとうキャンペーン

お友達を紹介すると商品券&クオカードがもらえる!

【キャンペーン期間】 2020 4/1 > 2021 3/31

さらに 今だけ 限定!

期間中は、1人ご紹介いただくごとに 特典がアップします!

- 10,000円分 【ご紹介1人目】
- 15,000円分 【ご紹介2人目】
- 20,000円分 【ご紹介3人目】
- 25,000円分 【ご紹介4人目】
- 30,000円分 【ご紹介5人目〜】

友だちいっぱいありがとうもいっぱい!!

CATV 栃木ケーブルテレビ 0120-25-1819



壬生町では、10年以上本町に暮らし、100歳を迎えられた方に、特別敬老金を贈り長寿を祝っております。平成4年から実施している事業です。

特別敬老金

篠原アキさん100歳

おめでと〜ございます

篠 原アキさんが100歳の誕生日を10月26日(月)に迎えられたため、町長が自宅を訪問し敬老金と花束を手渡し、長寿をお祝いしました。

篠原さんは散歩が好きで自宅の周辺をよく歩いているそうです。またデイサービスを利用し、仲間の方とお話をして過ごしているということなんです。こうした過ごし方が篠原さんの若さの秘訣かもしれません。これからもお元気に長生きをしていただきたいと思いません。



壬生東小学校 睦小学校にて「人権の花」運動 花の贈呈式を行いました

10月26日(月)に壬生東小学校、10月29日(木)に睦小学校において宇都宮地方法務局栃木支局、栃木人権擁護委員協議会、町による「人権の花」運動の花の贈呈式を行いました。これは、やさしさや相手に対する思いやりの心を育み、人権への理解を深めてもらおうと実施しているものです。町人権擁護委員協議会(北見修会長)から校長先生に目録が手渡しされました。

また、各小学校にはパンジーやピオラなどの花の苗が贈呈され、児童が相互に協力しながら花を育てていきます。



壬生町高齢者見守りネットワーク事業協力に関する協定締結式を開催しました

11月19日(木)、壬生町役場第二会議室にて、東邦薬品株式会社 北関東甲信越支社 栃木営業部 栃木営業所と町の間で、「高齢者見守りネットワーク事業」協力に関する協定締結式を行いました。

同社栃木営業部長の鮎澤義之様ほか2名が壬生町役場を訪れ、協定書を交わしました。

高齢者見守りネットワーク事業は平成23年度より行なっている事業で、協定の締結は今回の東邦薬品株式会社様で27カ所目となります。

同社の日常業務(壬生町内の医療機関や調剤薬局へ医薬品、医療材料等の納品)の際に高齢者の見守り活動を行い、支援を必要とする高齢者を発見した時に、町、警察、消防、地域包括支援センターへ通報することで協力連携を進めるものです。

東邦薬品株式会社が県内で自治体との高齢者見守り事業協力を進めている中で、栃木県の市町との協定締結は初めてのことです。



© 桜あおい

まちトピ

第3回地域づくり勉強会(南犬飼中学校区)が開かれました

10月31日(土)、町保健福祉センターにて、南犬飼中学校区(壬生北地区地域包括支援センター区)では最終回となる「第3回地域づくり勉強会」が開かれました。

今回は、宇都宮市清原地区で実際に住みやすい地域づくりを進めている塩澤氏を講師に迎え、お話を伺いました。清原地区では住民が主体となり、居場所づくりや助け合い活動などが生まれているとのことで、参加者にとって大きな刺激となりました。

壬生町も、これから皆さんと「最期まで安心して暮らせる壬生町」を目指していきます。自分たちの暮らす地域をもっと住みよくなりたいなど感じている方は、ぜひ地域支え合い推進員にお知らせください。皆様からの声をお待ちしています。



◎問合せ 健康福祉課介護保険係
☎(81)1876

地域ささえあいサポーター養成講座修了式

向こう三軒両隣」を合言葉に、高齢者が日常生活で感じる、ちょっとした困りごとを支援する担い手育成を目的として、「地域ささえあいサポーター養成講座」を3回にわたり開講しました。

当講座は平成30年度から毎年開講していますが、今年度は新型コロナウイルス感染症の予防対策を十分に

に講じ、受講人数の制限やカリキュラムの見直しなど実施方法を再検討し、認知症の知識、コミュニケーション技法、付き添い時の対応などを学びました。中でも、最新の福祉機器や車いす体験の反響が大きく、生き生きとした姿が印象的でした。

今年度、新たに14名の方に修了証を授与しました。地域ささえあいサポーターの皆さんとともに、「最期まで安心して暮らせる壬生町」を目指していきます。

◎問合せ 健康福祉課介護保険係
☎(81)1876



安全と安心を提供する まごころサービス

鈴木自動車販売グループ

ロータスクラブ壬生車検センター

鈴木自動車販売株式会社

壬生町安塚1170-6
TEL:(86)0798
FAX:(86)0903

新車・中古車販売 くるま市店

スズキ販売壬生

壬生町安塚793-18
TEL:(86)3188
FAX:(86)3172

オートサービス安塚給油所

スタンドスズキ

壬生町安塚874-3
TEL:(86)0368
FAX:(86)0368

サイクル&モーターショップ

鈴木輪業

壬生町安塚1935
TEL:(86)0012
FAX:(86)0903

フリーダイヤル(通話料 当社負担) 0120-12-0798

みぶっ子ドキドキデイキャンプを 開催しました！

～「小学生の豊かな体験活動」への、ご理解とご支援を
ありがとうございました～

11月7日(土)、8日(日)に行われた「みぶっ子ドキドキデイキャンプ」(主催：壬生町子ども会育成会連絡協議会、壬生町教育委員会)に、43名の小学生(4～6年生)が参加しました。今年度は新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、十分な対策を行い、人数も例年の半分程度とし、宿泊をせずに行いました。

小学生たちが楽しい思い出をつくれるようにと、町子連の方と力を合わせながら、藍染体験や火起こし体験、ナイフでの鉛筆削りなど普段の生活の中でできない活動を行いました。



【参加した小学生の声】

- ☞ 藍染が楽しかったです。理由は、自分の好みの色を工夫しながら作ることができたからです。他には、マシュマロや火おこしをやったことです。またやりたいと思った。
- ☞ うまく火が木につかなくて地道な作業で楽しかった。次はマシュマロではなくてバーベキューのようなことをしたい。
- ☞ 藍染でいろいろなやり方をするといろいろな模様になることが分かった。お昼の時間が長かったので、みんなとたくさん交流できた。スウェーデントーチを組み立てて、火をつけることが楽しかった。マッチの正しいやり方が分かった。みんなでマシュマロを焼いて、こげた時もあったけど楽しかった。
- ☞ 一番楽しかったのは藍染でした。できあがりもよかったし、作っている時も楽しかったので、次は服を藍染したいです。マシュマロを焼くのもとても楽しかったし、マシュマロもおいしかったです。それに、次は藍染の色も好きな色を選びたいです。鉛筆をけずるのがとてもむずかしかったです。次はもっと上手にけずりたいです。

小学生の豊かな体験活動に励む機会をご提供くださいました壬生町子ども会育成会連絡協議会の理事およびサポーターの皆様、ありがとうございました。未来の壬生町を担う小学生の豊かな体験活動や中学生および青少年による地域活動推進へ、今後ともご理解とご支援をよろしくお願い致します。

所得税、住民税



確定申告のための医療費控除について

Q 1 いくらぐらい医療費を支払ったら控除になるの？

A 1 本人や生計を一にする家族のために支払った医療費が10万円を超えた場合、対象になります。
 (所得が200万円未満の方なら、所得の5%を超える医療費を控除することができますので、10万円以下でも対象になります。)
 【予防接種の費用や重大な疾病が発見されなかった人間ドックなどの健康診断の費用は医療費控除の対象となりません。】
 保険金などで補てんされた金額がある場合は、医療費から差し引いてください。
 医療費控除額の計算式は下記のとおりとなります。

$$\left[\begin{array}{c} \text{支払った医療費} \\ \text{その年の1/1~12/31} \\ \text{の間に支払った分} \end{array} \right] - \begin{array}{c} \text{保険金などで} \\ \text{補てんされた金額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{10万円または} \\ \text{所得の5\%} \\ \text{(どちらか少ない方)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)} \end{array}$$

例) 支払った医療費50万円、受け取った生命保険20万円、所得200万円以上の場合の計算例
 50万円 - 20万円 - 10万円 = 20万円 (医療費控除額)

Q 2 医療費控除により軽減される税額はいくらぐらいなの？

A 2 医療費控除により軽減される税は、所得税と復興特別所得税と住民税になります。
 所得税については、医療費控除額×税率(5%~45%)、復興特別所得税については、軽減される所得税×2.1%、
 住民税については、医療費控除額×税率(10%)がそれぞれ、軽減されます。
 所得税と復興特別所得税については確定申告後還付されますが、住民税は次年度の住民税を決定する際に医療費控除を含
 めて計算します。所得税の税率は収入や控除の額により異なります。なお、源泉徴収された所得税と復興特別所得税以上
 には還付されません。

例) 医療費控除額が20万円、所得税の税率5%の場合の計算例
 所得税: 20万円(医療費控除額)×税率5% = 10,000円
 復興特別所得税: 10,000円(軽減される所得税)×2.1% = 210円
 住民税: 20万円(医療費控除額)×税率10% = 20,000円
 となり、合計30,210円が軽減されます。

Q 3 医療費控除の申告をするときは何が必要なの？

A 3 医療費に関する通知及び医療費の領収書の原本と医療費の明細書が必要になります。
 ※医療費控除以外の申告に必要な書類については、12ページ右下の「●申告に必要なもの」を参考にしてください。
 医療費控除の明細書は、税務署や役場に備えてあります。また17ページの「令和 年分 医療費控除の明細書」や適宜の
 用紙に記入いただいても差し支えありません。町公式ウェブサイトからもダウンロードできますので、どうぞご利用くださ
 い。医療費控除の明細書は前もって記入し持参してください。

医療費控除の明細書の記入例

① 医療費通知に関する事項	(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
	△△△,△△△ 円	㊦ ◇◇◇,◇◇◇ 円	㊧ * * *, * * * 円

※医療費通知(例:健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)を見て記入します。
 ※医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。

② 医療費(上記1以外)の明細
 上記1に記入したものについては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分 (該当するものをチェックします)	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
壬生春子	壬生町〇〇病院	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費	450,000円	250,000円
一郎	壬生町××病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	100,000円	0円
省 略				
2 の 合 計			㊦ 〇〇〇,〇〇〇円	㊧ * * *, * * * 円
医 療 費 の 合 計		A (㊦+㊧) 〇〇〇,〇〇〇 円	B (㊦+㊧) ×××,××× 円	

※領収書を個人別、病院別に分けて、上記のように計算してください。
 ※保険金等で補てんされた金額例…出産育児一時金、高額療養費、損害保険、生命保険などで医療費の補てんを目的とする保険金や給付金など

◎「医療費控除の明細書」は前もってご記入ください。

◎問合せ

税務課町民税係

☎(81)1817

栃木税務署から確定申告のお知らせです

問合せ先 栃木税務署 ☎0282(22)0885 (自動音声案内)

■令和2年分の所得税・復興特別所得税の確定申告と納税……………2月16日(火)～3月15日(月)

■令和2年分の贈与税の申告と納税……………2月1日(月)～3月15日(月)

■令和2年分の個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告と納税……………3月31日(水)まで

※税務署の開庁日(土・日曜日・祝日等)は相談及び受付は行っておりませんが、申告書は郵便や信書便による送付または税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。

※納付は便利で安全な振替納税をご利用ください。

(注) 還付申告の方は、2月16日(火)以前でも税務署に申告書を提出することができます。

栃木税務署の確定申告会場は「栃木商工会議所大ホール」です

令和2年分の確定申告会場は、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じた上で、下記のとおり開設します。今年は混雑緩和のため、会場への入場に「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は当日会場での配布及びLINEによる事前発行を行います。配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。

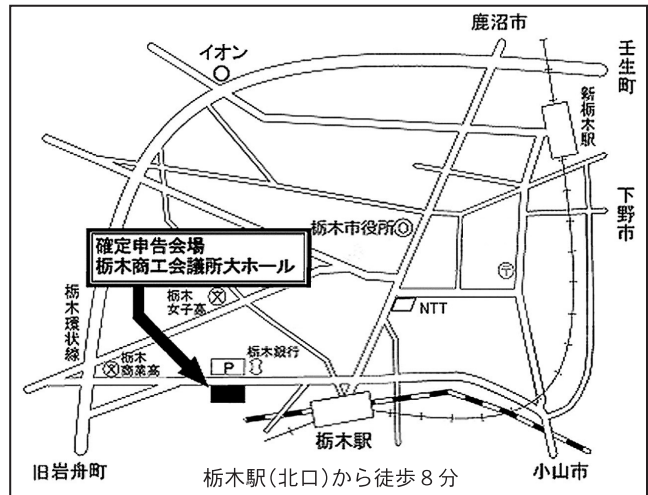
	税務署による 申告相談	税理士会による 申告無料相談
会 場	栃木商工会議所大ホール (栃木市片柳町2丁目1番46号)	
開設期間	2月16日(火) ～3月15日(月) (土・日は除く)	2月16日(火) ～3月11日(木) (土・日は除く)
受付時間	9:00～16:00	

※開設期間中は栃木税務署庁舎での申告相談は行っていませんのでご注意ください。

※申告会場では現金納付の窓口業務は行いません。

※栃木商工会議所への直接のお問い合わせはご遠慮ください。

※駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はなるべくご遠慮ください。



●申告に必要なもの (領収書や証明書などは令和2年中のもの)

1. 申告者本人確認書類(番号確認・身元確認)
 - ①マイナンバーカード
 - ②(マイナンバーカードをお持ちでない方)
番号確認・身元確認書類をそれぞれお持ちください。
○番号確認書類:マイナンバーの記載のある住民票など
○身元確認書類:運転免許証、健康保険の被保険者証など
2. 印鑑
3. (税務署から「確定申告のお知らせ」はがきが届いた方)
利用者識別番号が記載されているはがき
4. 申告者名義の預貯金口座番号がわかるもの

5. 令和2年中の収入がわかるもの

給与収入がある方	源泉徴収票【原本】 勤務先から発行されるもの
年金収入がある方	源泉徴収票【原本】 日本年金機構などの年金支払者から発行されるもの
事業所得 (営業・農業) 不動産所得の方	記入済みの収支内訳書 (収入及び必要経費がわかる帳簿 や領収書など)
その他の収入がある方	収入金額及び必要経費がわかる書類等

6. 控除を受けるための証明書類

社会保険料の領収書・証明書等
生命保険料や地震保険料等の控除証明書
医療費控除を受ける方は記入済みの「医療費控除の明細書」等
その他所得控除や税額控除を受けるのに必要な書類

○医療費控除に関する明細書の提出義務化について

【医療費控除を適用される方へ】

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。なお、税務署から記載内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

※医師などが発行した証明書(例:おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)は提出が必要です。

○公的年金受給者に係る確定申告不要制度について

【公的年金等を受給されている方へ】

～確定申告不要制度のお知らせ～

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。

○確定申告書用紙に代えて「確定申告のお知らせ」はがき(※)をお送りしています

※「確定申告のお知らせ」はがきとは、予定納税額などの申告書の作成に必要な情報を記載したはがき(または封書)です。国税庁の取組として、資源保護及び行政コスト削減の観点から、申告書用紙の送付に代えてお知らせはがきを送付する見直しを行っています。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。確定申告にお越しの際は、「確定申告のお知らせ」はがきをお持ちください。インターネット環境やプリンタのない方等で、確定申告書等の用紙が必要な方は、栃木税務署(22-0885)へお問い合わせください。

○確定申告書の作成は「確定申告書等作成コーナー」で!

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、自宅等でパソコン・スマートフォンから確定申告書が作成できますので、書面で印刷して送付またはe-Taxで送信(事前準備が必要)のいずれかでご提出ください。

スマホ申告とは

スマートフォン(タブレット含む)に最適化したデザインの「スマホ専用画面」を利用して、所得税の確定申告書を作成し、税務署へ提出できる大変便利な申告方法です。

①スマホ専用画面をご利用いただける方

スマホで見やすい専用画面!

令和元年分確定申告から(令和2年1月から)スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が大幅に広がりました!

<専用画面の利用対象となる方>

給与所得や公的年金などの雑所得、一時所得の申告をする方が専用画面の対象になります。また、医療費控除やふるさと納税(寄付金控除)をはじめ全ての所得控除(配偶者控除や扶養控除など)に対応するなど、たくさんの方の申告が、ますますカンタン・便利になります!

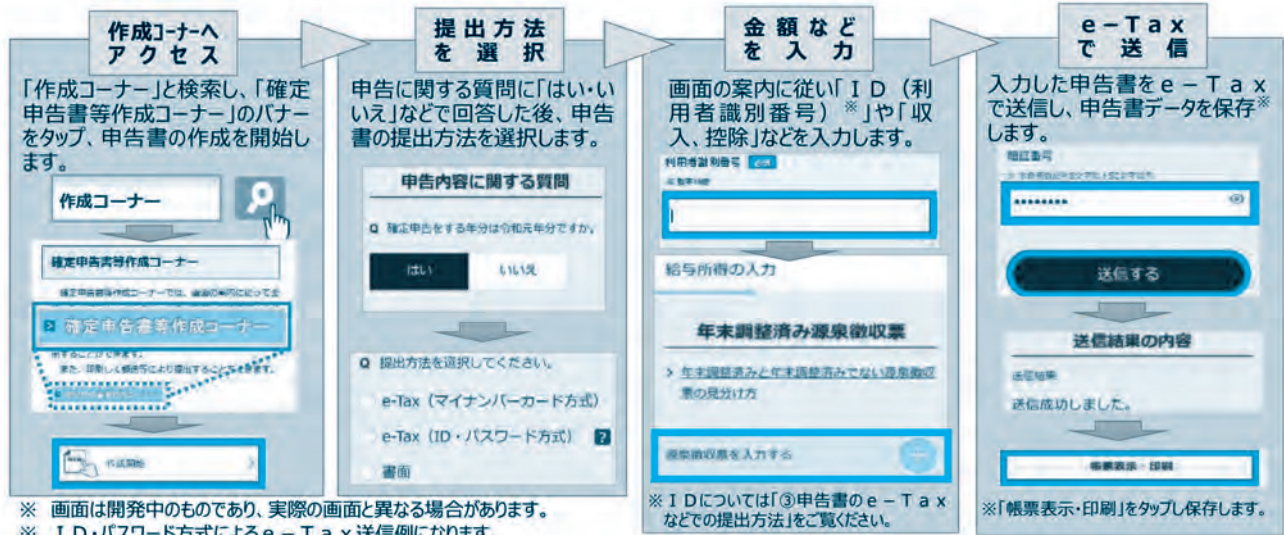
<利用対象以外の方でも>

専用画面の利用対象以外の方も、パソコン画面(Web画面)によりスマホで申告することができます!

②スマホ専用画面の操作方法(申告書の作成方法)

画面の案内に従いラクラク操作!

金額などの必要事項を画面の案内に従い入力するだけで、簡単に確定申告書が作成・送信できます!



③申告書のe-Taxなどでの提出方法

e-Taxで提出完了!

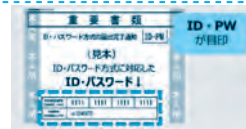
<e-Taxで送信・提出【推奨】>

○ID・パスワード方式で送信!!

スマホで作成した申告書は、①ID(利用者識別番号)と②パスワード(暗証番号)を入力し、e-Taxで送信することで税務署への提出が完了します!

~IDとパスワードは~

税務署の窓口で職員と対面による本人確認を行った後に発行しております。発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お気軽にお近くの税務署にお越しください。※発行手続は5分程度かかります。



○マイナンバーカード方式で送信!!

令和元年分確定申告から(令和2年1月から)は、マイナンバーカードと対応スマホをお持ちの方は、スマホでカードを読み込み、カード取得時に設定した暗証番号を入力することで、e-Tax送信ができるようになりました!

<郵送等で提出>

e-Tax以外でも、スマホで作成した申告書(保存した申告書データ)をご自宅のプリンタやコンビニ等のプリントサービス(有料)で印刷し、税務署に出向くことなく郵送等で提出することもできます!

スマホ申告に関するお問い合わせは

e-Tax作成コーナー
ヘルプデスク

0570-01-5901

(全国一律市内通話料金)

受付時間: 月曜~金曜日 9:00~17:00 (祝日等及び12月29日~1月3日を除く)

◆にせ税理士にご注意ください

税金の申告手続きなどを第三者に依頼される際には、税理士証票の提示を受けて確認するなど正規の税理士かどうかを確認してください。

◆職員を装った不審な電話・「振り込め詐欺」「還付金詐欺」にご注意ください!

国・県・市町の職員を装った「振り込め詐欺」が多発しております。税務署等の職員が、納税のために金融機関の口座へ振込みを求めたり、還付金の受取のためにATMの操作を求めることはありません。不審な電話等にはご注意ください。

確定申告は期限内に！



壬生町会場での住民税・所得税及び復興特別所得税の申告は、3月12日(金)までです。

◆開場時間 午前8時20分～ 開場後に番号札を配布します。

◆受付時間 午前の部 午前9時から11時30分まで

午後の部 午後1時から **3時まで** ※例年より短くなっていますのでご注意ください。

※午前11時30分から午後1時までは除きます。

※土曜日の受付は2月20日(南犬飼地区公民館)及び3月6日(城址公園ホール)で平日来られない方を対象に午前中(午前11時まで)のみ受付します。

※各会場の末日(2月12日、2月26日、3月12日)も午前11時までの受付となりますのでご注意ください。

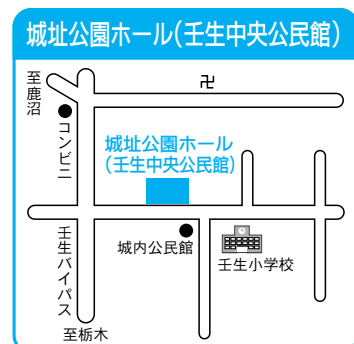
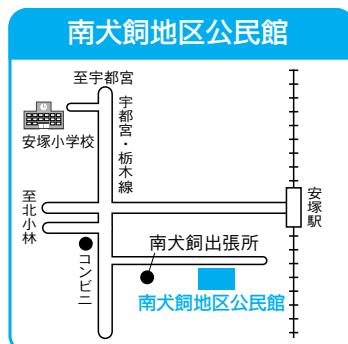
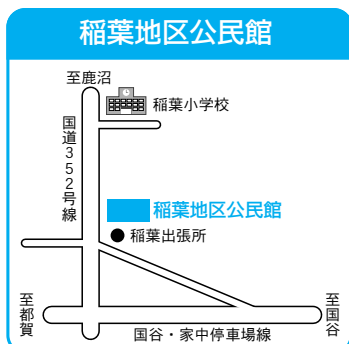
※日曜日及び月曜日は受付していませんのでご注意ください。

※次ページ「確定申告会場での新型コロナウイルス感染症対策について」を必ずご一読ください。

壬生町会場

会場	月 日	曜日	申告割当地区
稲葉地区公民館 (壬生町大字上稲葉932番地)	2月9日	火	羽生田・上稲葉
	2月10日	水	下稲葉・福和田
	2月11日	木	受付していません
	2月12日	金	七ツ石 (午前中のみ)
南犬飼地区公民館 (壬生町大字安塚1179番地) ※会場の関係から混雑が予想されますので、可能な方は城址公園ホールでの申告をご検討下さい。	2月13日	土	受付していません
	2月14日	日	受付していません
	2月15日	月	受付していません
	2月16日	火	落合・いづみ町・若草町・上田
	2月17日	水	安塚1～1, 000番地
	2月18日	木	安塚1, 001番地～
	2月19日	金	中泉・国谷・助谷
	2月20日	土	平日来られない方 (午前中のみ)
	2月21日	日	受付していません
	2月22日	月	受付していません
	2月23日	火	受付していません
	2月24日	水	幸町・至宝・壬生丙
	2月25日	木	寿町・北小林・緑町
2月26日	金	あけぼの町・おもちゃのまち (午前中のみ)	
城址公園ホール (壬生中央公民館) (壬生町本丸一丁目8番33号)	2月27日	土	受付していません
	2月28日	日	受付していません
	3月1日	月	受付していません
	3月2日	火	通町・藤井
	3月3日	水	壬生丁1～159番地
	3月4日	木	壬生丁160番地～
	3月5日	金	表町・元町・大師町
	3月6日	土	平日来られない方 (午前中のみ)
	3月7日	日	受付していません
	3月8日	月	受付していません
	3月9日	火	壬生甲・壬生乙
	3月10日	水	本丸
	3月11日	木	中央町・駅東町
3月12日	金	町内全地域 (午前中のみ)	

申告会場案内図



★下記の申告をされる方は町申告会場での受付はできませんので、税務署会場において申告をしてください。

また、下記以外でも申告内容により税務署会場で確定申告をする必要がある場合があります。

- 青色申告 ○雑損控除の申告 ○譲渡所得（土地・家屋・株式等）の申告 ○最初の年の住宅借入金特別控除の申告
- 先物取引（FX・仮想通貨等）の雑所得の申告 ○贈与税・相続税・消費税の申告
- 準確定申告（亡くなられた方の申告） ○過年度分の申告

※栃木税務署の確定申告会場は栃木商工会議所大ホール（栃木市片柳町2丁目1番46号）になります。
申告期間は令和3年2月16日(火)から3月15日(月)までです。（土・日曜日は除く）

★各出張所において、申告書(住民税のみの申告含む)の收受及び受付はしておりません。
上記申告会場での提出又は申告をお願いします。

※町・県民税(住民税)申告書は郵送でも提出ができます。

必要事項をご記入の上、控除証明書等を同封して、

〒321-0292（住所不要）壬生町役場税務課町民税係宛に送付してください。

余裕をもって
早めの準備を!



★お持ちいただく書類等

12ページ右下に記載されている「●申告に必要なもの」をご確認の上、申告会場にお越しください。

※確定申告書、町民税・県民税申告書、収支内訳書、医療費控除の明細書などの申告書類は、1月中旬頃に役場税務課、各出張所、町申告予定会場（稲葉地区公民館、南犬飼地区公民館、城址公園ホール）にご用意します。
町公式ウェブサイトでも町民税・県民税（住民税）に関する申告様式を掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用ください。早めの準備・作成をして、期限内に提出しましょう。

確定申告会場での新型コロナウイルス感染症対策について

本年度は、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら申告の受付をします。

会場内のご案内や待合の方法についても例年と異なる部分がありますので、下記の項目をご一読いただき、安全・安心な申告受付へご理解・ご協力をお願いします。

※感染者状況等により取扱いが変わる可能性がありますのでご了承ください。

○申告会場について

- ・申告受付窓口及び待合スペースの間隔を調整します。会場によっては受付窓口や待合席が減少します。

○来場いただく際や待合の際のお願いについて

- ・来場の際は、館内での検温（非接触型体温計又はサーモカメラ）を行います。また、マスク又はフェイスシールドの着用をお願いします。
- ・定期的な換気を行いますので、暖かい格好でお越しください。
- ・会場内の密度を管理するため、受付の際に来場可能時間（30分単位）をお伝えしますので、計画的な来場をお願いします。
- ・進行や来場者の状況によっては、自家用車内でお待ちいただくことをお願いする場合があります。ご協力をお願いします。
- ・申告書等に署名を頂く場合がありますので、ボールペンをお持ちください。

○以下の条件にあてはまる方については、来場をお断りする場合がありますのでご了承ください。

- ・館内の検温で37.5度以上の方
- ・せき等、風邪の諸症状がある方 ・マスク又はフェイスシールド非着用の方

※アクリル板の設置や逐次消毒等の措置を講じるため、例年より申告に時間を要する可能性があります。会場の安全、安心を確保するためにもご協力ください。

※郵送による申告や、スマホ・パソコンによる申告が可能な方は、極力そちらをご利用ください。

申告の必要があるか確認してみましょう。申告確認フローチャート

令和3年1月1日現在、
壬生町に住民登録がありますか？

いいえ

令和3年1月1日に住民登録のある
市区町村へご確認ください

はい

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの間に収入がありましたか？

はい

いいえ

主な収入が

壬生町在住の方の税法上の

扶養になっている
扶養になっていない

給 与

- ・年末調整が済んでいる（1か所からの給与のみ）
- ・給与収入以外の所得が20万円以下である（*）
- ・年末調整の内容に変更・各種控除の追加がある
- ・2か所以上から給与の支払いを受けた
- ・年末調整が済んでいない
- ・給与収入が2,000万円を超える
- ・給与収入以外の所得が20万円を超える

年 金

- ・障害年金や遺族年金などの非課税年金のみ
- ・公的年金など（課税対象年金）の収入が

400万円を超える	・所得税の還付がある
400万円以下で	・保険料・扶養控除などの追加がある
	・年金以外の所得が20万円以下である（*）
	・所得税の還付や控除の追加がない
- ・公的年金収入以外の所得が20万円を超える

営業、農業、不動産、一時、その他の所得

下記の①か②の申告が必要です

①確定申告（所得税と住民税）

- ・所得税の納付、還付がある場合
- ・申告は税務署の申告会場、e-Tax（イータックス）、または町の申告会場（※）

※町の申告会場で受付できない申告
下記の申告をされる方は栃木税務署の確定申告会場（栃木商工会議所大ホール）にて申告してください。

- 青色申告 ○雑損控除の申告
- 譲渡所得（株式・土地など）の申告
- 最初の年の住宅借入金等特別控除の申告
- 先物取引（FX・仮想通貨等）の雑所得の申告
- 贈与税・相続税・消費税の申告
- 準確定申告（亡くなられた方の申告）
- 過年度分の申告

②町・県民税申告（住民税のみ）

- ・所得税の納付や還付の必要がない場合
- ・申告は町の申告会場（郵送でも提出できます）

申告の必要はありません

*所得税の還付がある場合、①の確定申告が必要です。

令和2年中に受け取った
コロナ関係の給付金について

課税対象の例：持続化給付金は事業の収入として①または②の申告が必要です。

課税対象外の例：特別定額給付金（一律10万円）は収入に入りません。

※受け取った給付金（上記以外）が課税対象かどうかについては、国税庁ウェブサイトをご確認下さい。

ご注意ください

- ◆町民税・県民税の申告書は町・県民税（住民税）の課税資料のほか、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定資料として利用されます。申告がない場合、適正な保険料等の算定ができただけでなく、公営住宅や児童手当・保育園などの手続き等に必要所得証明書等の発行もできませんのでご注意ください。
- ◆収入がない場合でも非課税年金収入のみの方は申告を行わないと、国民健康保険税等の軽減判定を受けられない場合があります。
- ◆税務署や町から申告の案内が届かない人でも、申告が必要な場合があります。申告確認フローチャートでご確認ください。
- ※町民税・県民税申告書は郵送でも提出ができます。
必要事項をご記入の上、源泉徴収票の写しや控除証明書等を同封して、〒321-0292（住所不要）壬生町役場 税務課 町民税係 宛 に送付してください。
- ◆公的年金の収入が400万円以下の場合、確定申告は原則不要ですが、社会保険料や医療費控除などの申告をすることで、住民税が減額になることがあります。
- ◆給与所得者であっても、給与支払者が給与支払報告書を町に提出していなかったり、給与支払者に届け出た本人の個人情報（町の住民登録の情報と相違があった場合には、未申告状態になっている可能性があります）が町の住民登録の情報と相違があった場合には、未申告状態になっている可能性がありますので、ご注意ください。

◎問合せ

税務課町民税係

☎(81)1817

令和 年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所 _____

氏 名 _____

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(3)を記入します。

※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

- ①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、
④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円	円	円

2 医療費(上記1以外)の明細

「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
2 の 合 計			円	円

医療費の合計	A (㉗+㉘) 円	B (㉙+㉚) 円
--------	-----------	-----------

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計) 円
保険金などで補てんされる金額	
差引金額 (A - B)	(赤字のときは0円)
所得金額の合計額	
㉛ × 0.05	(赤字のときは0円)
㉜と10万円のいずれか少ない方の金額	
医療費控除額 (C - F)	(最高200万円、赤字のときは0円)

A ← 申告書第二表の「所得から差し引かれる金額」に関する事項の医療費控除欄に転記します。

B ←

C ← 申告書第一表の「所得金額」の合計欄の金額を転記します。
(注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。
・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額(特別控除前の金額)
なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の㉝の金額を転記します。

D ←

E ←

F ←

G ← 申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

切取り線

重要なお知らせ

平成29年分の確定申告から、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書の添付又は提示は必要ありません。

ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から5年間、税務署から領収書（医療費通知に係るものを除きます。）の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書はご自宅等で保管してください。

医療費控除の明細書の記載要領

この明細書は、所得税法第73条（医療費控除）の適用を受ける場合に使用します。この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができませんので、ご注意ください。

1 医療費通知に関する事項

医療費通知を添付する場合、(1)～(3)を記入します。

※ 1 医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。

- ①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称

※ 2 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限ります。

(1) 「医療費通知に記載された医療費の額」欄

自己が負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、全て合計し記入します。

(2) 「(1)のうち、その年中に実際に支払った医療費の額」欄

(1)の医療費のうち、その年中に実際に支払った医療費の合計額を記入します。

※ 医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。

(3) 「(2)のうち、生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金（入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など）がある場合に、その金額を記入します。

※ 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引きません。

記入例

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
176,584 円	153,300 円	円

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。

(1)で記入した医療費のうち、その年中に実際に支払った金額を領収書等で確認し、合計額を記入します。

(2)の医療費について、保険金などを受け取った場合は、その金額を記入します。

2 医療費(上記①以外)の明細

その年中に自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。なお、「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(「①医療費通知に関する事項」に記入したものについては、記入しないでください。)

(1) 「医療を受けた方の氏名」欄

医療を受けた方の氏名を記入します。

(2) 「病院・薬局などの支払先の名称」欄

診療を受けた病院や医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。

(3) 「医療費の区分」欄

医療費の内容として該当するものを全てチェックします。

(4) 「支払った医療費の額」欄

医療費控除の対象となる金額を記入します。

(5) 「(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

上記③と同様です。

例) 国税太郎さんが○△病院に通院した場合

2月18日 診療：6,500円 通院費(JR、○○バス) 往復780円

5月28日 診療：5,500円 通院費(JR、○○バス) 往復780円

○△病院計：12,000円 通院費計：1,560円

※ 「□その他の医療費」欄は、例えば、通院費、医療器具の購入(いずれも通常必要なものに限ります。)などがある場合にチェックします。

※ 通院費の支払先が乗り継ぎ等により複数ある場合には、記入例のようにまとめて記入しても差し支えありません。

※ 控除の対象となる医療費の範囲など、詳しくはパンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

記入例

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
国税 太郎	○△病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	12,000 円	円
//	JR、○○バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	1,560	

添付又は提示が必要な書類

- この「医療費控除の明細書」（添付）
- 医療費通知（原本）「① 医療費通知に関する事項」に記入したものに限りです。（添付）
- 次の費用について医療費控除を受ける場合は、それぞれ該当する書類を取得する必要があります。

これらの書類に記載された①証明年月日、②証明書の名称及び③証明者の名称（医療機関名等）を明細書の適宜の欄又は欄外余白などに記載することで、添付又は提示を省略しても差し支えありません。この場合、添付等を省略した証明書などは、確定申告期限等から5年間ご自宅等で保存する必要があります。

◎ 寝たきりの人のおむつ代

※ おむつ代について医療費控除を受けることが2日目以降で介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

▶ 医師が発行した「おむつ使用証明書」

◎ 温泉利用型健康増進施設の利用料金

▶ 温泉療養証明書

◎ 指定運動療法施設の利用料金

▶ 運動療法実施証明書

◎ ストマ用装具の購入費用

▶ ストマ用装具使用証明書

◎ B型肝炎患者の介護に当たる同居の親族が受ける同ワクチンの接種費用

▶ 医師の診断書(その患者がB型肝炎にかかっており、医師による継続的治療を要する旨の記載のあるもの)

◎ 白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用

▶ 処方箋(医師が、白内障等一定の疾病名と治療を必要とする症状を記載したもの)

◎ 市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用

▶ 在宅介護費用証明書

医療費控除に関する詳しいことは、パンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

医療費通知などの書類を添付する場合は、こちらに貼ってください。

「災害時における葛飾区と壬生町との相互応援協定」を締結しました



12月9日(水)、東京都葛飾区役所を小菅町長が訪れ、葛飾区長の青木克徳様と「災害時における葛飾区と壬生町との相互応援に関する協定」を締結しました。

今回は、壬生・ふるさと特別夢大使であるおもちゃ団地協同組合理事長、(株)タカラトミー会長、富山幹太郎様のご協力をいただき、葛飾区と協定を結ぶ運びとなりました。

この協定により、災害発生時には、救援物資や職員の派遣、被災住民の受け入れ等相互の応援協力が可能になりました。

また、今後は災害にかかわらず相互の文化交流に取り組んでいきます。



何度も訪れたい 葛飾区を紹介

葛飾区は、東京都の東に位置し埼玉県や千葉県に接して、東京都への東玄関となっています。栃木県からは高速道路(首都高速)又は鉄道を利用すれば2時間程で行くことができます。

区内には、江戸川、中川、荒川が流れます。桜の名所や四季折々の景色が楽しむことができ、多くの区民の憩いの場所がたくさんあります。

葛飾区には、映画「男はつらいよ」の“フーテンの寅さん”こと車寅次郎で有名になりました柴又帝釈天や、毎年多くの観光客でにぎわっている日本人の心の故郷(寅さん)記念館、映画監督山田洋二ミュージアム、大正末期に建てられた山本亭など、多くの観光名所があります。山本亭は、趣のある書院造に西洋建築を取り入れた和洋折衷の建物が特徴で、



寅さん記念館



山本亭

葛飾区の登録有形文化財に指定され一般公開されています。建物はもとより270坪の典型的な書院庭園は、米国の日本庭園専門誌ランキング調査で、2019年第4位に評価されました。

また、日本一有名な警察官、“両さん”こと両津勘吉が騒動を巻き起こすギャグ漫画「こちら葛飾区亀有公園前派出所」



両津勘吉祭り姿像

も、葛飾区が舞台となっています。漫画に登場する人気キャラクターの銅像が、亀有駅周辺に15体立っていて、楽しみながら散策できます。

さらに、少女たちの憧れや夢を形にし、世代を超えて愛される「リカちゃん」人形で有名な(株)タカラトミーの本社が葛飾区にあり、現在2台のリカちゃんラッピングバスが運行するなど、「おもちゃのまちかつしか」の人気者として活躍しています。

今回ご紹介した場所以外にもたくさんの文化教育施設や観光スポットがありますので、訪れてみてはいかがでしょうか。

天然痘と闘った医師たち

明治期にみる栃木県の予防衛生

人類の歴史は、有史以来、感染症と熾烈な戦いを繰り返してきた。恐らくその犠牲者の数は過去の戦乱や天災による死者の総数をはるかに上回るものと思われる。今もなお、新型コロナウイルスの感染拡大により数多の犠牲者を出している。とりわけ、長く人類を苦しめ

続けた天然痘は、1796年イギリス人医師ジェンナーの牛痘種痘法（牛痘から作ったワクチン）の発明により、この地球上から姿を消した。その結果、1980年WHO（世界保健機関）は天然痘の根絶を宣言した。かくして人類は天然痘の恐怖から完全に開放された。

維新後、明治政府が最初に着手した感染症対策は天然痘対策。すなわち種痘の普及であった。このため明治前期の感染症のほとんどが種痘事業で占められている。1870（明治3）年4月には、「種痘の儀は済生の良法に候ところ、僻陬の地に至つては今相行われざる向もこれある

趣に付き、府藩県末々まで行き届き候よう厚く世話致すべきこと。」という太政官布告を出している。

本県においても1873年6月、初代県令鍋島幹の名で次のような布達を行った。「今年から各大区種痘所一カ所ずつ設置するから、朝廷仁慈の御趣旨を奉じて、生後75日より100日の間に願ひ出るよう、戸長より小さな村落まで洩れなく触れ知らせよ。」

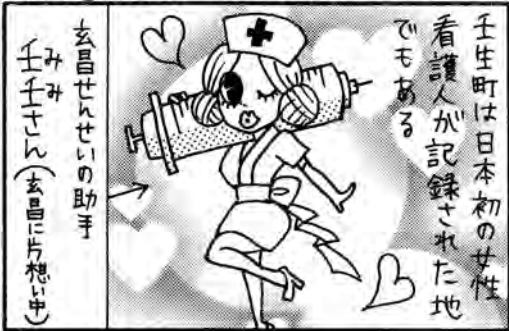
これは「大学東校種痘館規則」（1870年3月）を下書きに、独自に『種痘所規程』として通達されたものである。規程によると種痘所は県立栃木病院の所屬として①春と秋に戸長が未種

痘児の名簿を提出。②種痘料は12銭半、貧民と不感再接種の者は免除。③14―15歳で再種痘と天然痘流行を報告。④種痘ができない場合、戸長の責任として人々を説諭して接種させることを義務づけた。

さらに、規定には各大区種痘所の医師すべてを網羅し「第1大区 栃木町 石塚玄昌」「第2大区 鹿沼駅 鵜飼三省」「第3大区 大田原宿 北城諒齋」「第4大区 烏山町 大木玄朔」「第5大区 真岡町 酒井昌庵」「第6大区 宇都宮宿 小坂正成」「第7大区 壬生町 齋藤元昌」「第8大区 茂呂宿 小井沼宏内」「第9大区 天明宿 猪脇文礼」「第10大区 足利町 早川俊堂」を掲げ、種痘法の徹底を図った。

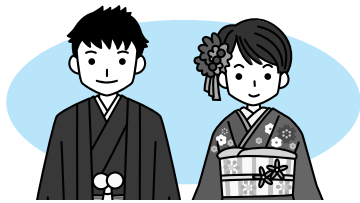
天然痘の根絶には強力な統一政権による長期の政策を要した。本県では、全国に先駆け鍋島が強制種痘法「種痘所規定」を布達、その後政府の法令と合わせ、しだいに貫徹され、天然痘対策では全国トップクラスの先進県となった。

守の陣 第6回



©ウマツ カヲル

20歳になったら 国民年金



国民年金は、老後やいざという時の生活を現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、公的年金に加入し保険料を納めることで、老後や病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったとき等に、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するので、生涯にわたって安定した年金の給付が保障されます。

◎老後のためだけのものではありません

国民年金には、老齢年金のほか、障害年金や遺族年金があります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに支給されます。

遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）に支給されます。



「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

★「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予されます。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

★「納付猶予制度」

20歳から50歳未満の方(学生以外)で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予されます。

※学生納付特例・納付猶予の期間は、老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の受給額には反映されません。10年以内であれば、後から保険料を納付(追納)して受給額を増やすことが可能です。(承認期間の古い順からの納付になります。また、3年度目以降は当時の保険料に加算金がつきます。)

◎国民年金のご相談・手続き等の問合せ

- ・ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165
- ・栃木年金事務所 国民年金課 ☎(22)6074
- ・町住民課国保年金係 ☎(81)1827

老齢年金を受給されている方へ

《年金と所得税の確定申告について》

老齢年金等の老齢(退職)を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の申告対象になります。

受け取った『老齢年金』の額が108万円以上(65歳以上の方は158万円以上)の方については、原則として所得税が源泉徴収されることになっています。(上記の年金額を下回る方は、源泉徴収されません。)年金に課税される所得税は、各支払月に支払われる額から源泉徴収されます。

老齢年金を受けている方には、1年間(1月～12月)に受け取った年金の支払総額などを記載した「源泉徴収票」が翌年1月下旬に送付されますので、年金以外に給与等の収入があり、税務署等で確定申告をする場合や源泉所得税の還付請求をする場合は申告書に添付してください。

なお、【障害年金】や【遺族年金】は所得税が非課税ですので、源泉徴収票は送付されません。

亡くなられた方については、死亡届を提出されたご遺族の方に対し、約2カ月程度で源泉徴収票(準確定申告用)をお送りいたします。

源泉徴収票を紛失した場合は、ねんきんダイヤルへ再交付をお申し出ください。

- ◎問合せ ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165
- 栃木年金事務所お客様相談室 ☎(22)4134

国民年金保険料を納付されている方へ

納付した国民年金保険料は 確定申告の控除対象になります！

納付した国民年金保険料は、所得税(住民税)の申告において、社会保険料の控除対象となります。確定申告(還付申告)をするときには、納付したことを証明する書類の添付が必要になります。

所得税の申告を行う際は、日本年金機構から送付される「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」または「国民年金保険料領収証書」を、忘れずに提出しましょう。

控除対象：令和2年1月1日～12月31日に納付した保険料(過年度分を含む)

10月1日～12月31日の間に国民年金保険料を納付された方の控除証明書は、2月上旬に送付される予定です。(1月1日～9月30日の間に国民年金保険料を納付された方の控除証明書については、11月上旬に送付済みです。)

◎問合せ先

- 〈ねんきん加入者ダイヤル〉☎0570(003)004(ナビダイヤル)050で始まる電話でおかけになる場合 ☎03(6630)2525
- 〈受付時間〉 月曜日～金曜日 8:30～19:00
- 第2土曜日 9:30～16:00
- ※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。



東京2020オリンピック聖火リレー

壬生町ボランティア募集!!

聖火リレーのスタッフになってみませんか？

東京2020オリンピックが2021年に開催されます。

オリンピック聖火リレーは3月25日(木)に福島県をスタートして、日本全国を巡り、開催地東京へと繋がります。栃木県は2番目の都道府県として、3月28日(日)、29日(月)の2日間実施されます。

壬生町は、3月29日(月)に実施される予定です。

壬生町のオリンピック聖火リレーは、獨協医科大学前を出発し、県道宇都宮栃木線を南進し、おもちゃのまち交差点を右折して、壬生町総合公園陸上競技場に到着するコースとなっています。

聖火リレーの安全かつ円滑な運営のため、壬生町から全国そして東京へと聖火をつなげるために、皆様のお力が必要です。

この貴重な機会に、オリンピック聖火リレーボランティアのご協力をお願いします。



1. ボランティア活動内容

(1) 活動日時 3月29日(月) 正午～16時頃までの間(予定)

※今後変更になる可能性があります。あらかじめご了承ください。

(2) 活動場所 壬生町の聖火リレーコース沿道及び交通規制区域内並びにスタート・ゴール地点会場等

※活動場所については、参加者が希望することはできません。活動場所の決定後、あらためてお知らせします。

※コースの詳細につきましては公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会のホームページからご確認できます。

URL (<https://tokyo2020.org/ja/torch/route/tochigi/>)

(3) 活動内容

・オリンピック聖火リレーコースまたは交通規制区域内沿道の観客及び歩行者の誘導・整理等
・交通規制に係る資器材(カラーコーン等)の運搬、設置、撤去等

(4) 募集人数 200名程度(先着順)

※応募者多数の場合は、定員になり次第、期限を待たずに募集を締め切ることもございますので、ご了承ください。その場合、町公式ウェブサイト等でお知らせします。



2. 申込について

(1) 応募資格 ・平成17年4月1日以前に生まれた方

(高校生以上。ただし、18歳以下の方(高校生)は事前に保護者の同意が必要となります。)

・町公式ウェブサイト等に掲載の**本募集要項の内容を理解し、遵守いただける方**

・聖火リレーの活動時間において、情熱をもって最後まで役割を全うできる方

※報酬は無償で、交通費・飲食代は自己負担とします。スタッフとして識別できるもの(腕章・ビブス等)は用意しますので、その他は各個人でご用意ください。服装の指定は特にございませんが動きやすい服装をおすすめします。

(2) 申込期間 1月12日(火)～2月17日(水)

(3) 申込方法 Webサイト申込サービス「e-moshicom」にて、必要事項を入力し申込んでください。

※後日、メール等で参加の可否についてお知らせします。

※お電話等での申込みは出来ませんので、予めご了承ください。



3. 問合せ

壬生町教育委員会事務局スポーツ振興課 ☎(82)2345 FAX(82)2706



Webサイト申込サービス

※1月12日からページが表示される予定です。

令和3(2021)年



農業用免税軽油に係る 申請についてのお知らせ



栃木県では、毎年2月に、農業用の軽油引取税免税証を一括して交付しております。

今年度も、**下野農協(JAしもつけ)壬生地区営農経済センター青果物一元集荷所(2階会議室)**で申請を受け付けます。受付日時等は次のとおりですので、交付を希望する方は、ご確認ください。

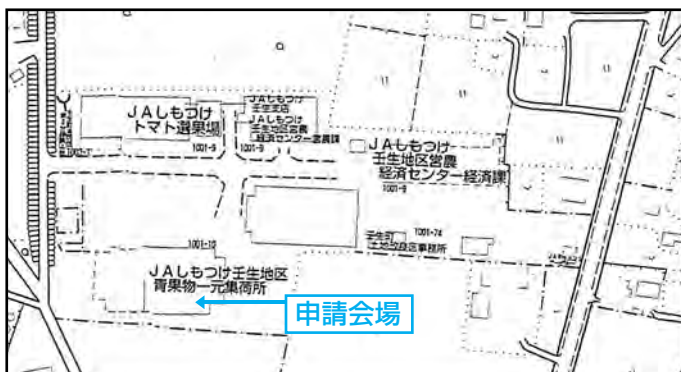
1 受付日、受付時間、対象自治会

右表をご覧ください。



2 申請会場

下野農協(JAしもつけ)壬生地区営農経済センター
青果物一元集荷所 2階会議室



3 申請の際に持参するもの

- (1) 免税軽油使用者証
- (2) 印鑑
- (3) 免税軽油の引取り等に係る報告書(※新規申請以外の方)
(納品書又は領収書を添付、写しでも可。未使用の免税証(原本)を添付。)
- (4) 使用者証更新手数料 420円(※新規申請及び使用者証更新の場合)
- (5) 耕作証明書(※新規申請及び耕作面積が変更になった場合)
使用者証更新のみの場合、耕作証明は不要です。

注：①新規申請の方は、免税証の交付は後日になります。

②令和3(2021)年一括交付では、地方税法の規定により、農業等に係る免税制度については現在令和3年3月31日までの経過措置となっております。現時点では制度延長が未定のため、今回の一括交付で交付となる数量は前年度交付した1年間分と同数量が限度となります。したがって交付数量が増となる方について、増分の免税証の交付は制度延長決定以降になります。

③新規申請及び免税機械の追加や入替えをされる方は、機械を取得したことが確認できる書類(契約書・納品書・領収書等)を持参するか、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」をメモ等に控えてきてください。

④国税及び地方税の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。

令和3(2021)年 農業用免税軽油申請受付及び免税証交付日程表

地区	受付日	受付時間	自治会	会場
南犬飼地区	2月24日 (水)	9:00~ 11:30	北小 上田	下野農業協同組合(JAしもつけ) 壬生地区営農経済センター 2階会議室
		13:00~ 15:30	中泉 助谷・助谷 安塚一~三・南部・中央 上長田 国谷中央・本田・新田 あけぼの・落合 若草・虹の杜・国谷南	
稲葉地区	2月25日 (木)	9:00~ 11:30	釜ヶ淵・原坪・鹿島 下町・上町	壬生地区営農経済センター 2階会議室
		13:00~ 15:30	下馬木(稲葉) 本郷・松原 西部・北原・中央 台宿・下坪 東原・鯉沼 福和田	
壬生地区	2月26日 (金)	9:00~ 11:30	下表町・中表町 下横町・今井 上表町・東下台 城東町・舟通町 栄町・仲通町 上通町・駒東 城内・城南	青果物一元集荷所 2階会議室
		13:00~ 15:30	下馬木(壬生) 西高野・上新町 万町・三好町 旭町・車塚 星の宮・台坪 上坪・前宿坪 田向稲荷内・馬場 原宿・至宝町北・南 六美町北部・中央・南部 緑町・幸町 おもちゃのまち いずみ・ひばりヶ丘 下台団地・県営壬生住宅	
受共委同託	2月8日 (月)	9:00~11:30 および 13:00~15:30	栃木県庁下都賀庁舎 第2福利厚生棟会議室	

※朝一番、午後一番の時間帯は混雑します。遅い時間帯が比較的スムーズに受付できます。

※更新手数料420円がかかる方は、つり銭の無いようご協力をお願いします。

※上記の期日に申請することが難しい場合は、県税事務所にお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、マスクの着用及び体温測定のご協力をお願いします。また、発熱や風邪の症状がある方は、来場を見合わせるをお願いします。

◎問合せ

栃木県税事務所 軽油引取税調査担当 ☎(23)6882

☎(81)1875 (耕作証明書について)



パブリックコメントのお知らせ

壬生町建築物耐震改修促進計画(三期計画)案に対してご意見をお聞かせ下さい

1. 目的

壬生町では地震による建築物の倒壊の被害から住民の生活と暮らしの安全・安心を確保することを目的として、平成29年1月に壬生町建築物耐震改修促進計画(二期計画)を策定し町内建築物の耐震化に取り組んできました。今般、当該計画の計画期間が満了することに伴い、耐震化の進捗状況を確認するとともに、新たに令和3年度～7年度を計画期間とした三期計画を策定し、今後さらに耐震化の促進を図っていきます。

2. 募集期間

令和3年1月12日(火)から2月15日(月)まで

3. 意見を提出できる方

町内に住所を有する方、町内に通勤又は通学する方、町内に事務所又は事業所を有する方、町税の納税義務者その他本計画について利害を有する方

4. 計画案の閲覧方法(下記の場所でご覧いただけます)

①町建設部都市計画課

②稲葉出張所および南犬飼出張所

③町公式ウェブサイト

(<https://www.town.mibu.tochigi.jp>)

※①②につきましては、土日、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までの閲覧となります。

5. 意見の提出方法

備え付けの記入用紙(町公式ウェブサイト及び上記公表施設に設置)に具体的なご意見を簡潔に記載し、次のいずれかの方法で提出してください。(令和3年2月15日(月)必着)

①郵送〔〒321-0292 下都賀郡壬生町通町12番22号 壬生町建設部都市計画課宛〕

または持参(土日・祝日は除く)

②FAX(82)8252 壬生町建設部都市計画課宛〕

③電子メール〔toshikei@town.mibu.tochigi.jp 壬生町建設部都市計画課宛〕

※電話による受付はいたしませんのでご了承下さい。

6. 意見の取り扱い

提出されましたご意見の概要及び検討結果については、町公式ウェブサイトに公開します。併せて、都市計画課で閲覧できます。

※ご意見をいただいた方の氏名等の公表、及びご意見に対する個別の回答はいたしません。

※ご意見の内容が類似する場合は、取りまとめて公表する場合があります。

◎問合せ及び意見の提出先

都市計画課都市計画係 ☎(81)1853

国保からのお知らせ

柔道整復師(整骨院・接骨院)にかかるときには次の点に注意しましょう。

◎原因を正しく伝える

柔道整復師による施術は、国民健康保険の対象となる場合と対象外の場合があります。負傷原因をきちんと伝え正しく施術を受けることが大切です。

◎病院との重複受診をしない

同一の負傷について、同時期に整形外科の治療と柔道整復師の施術を重複して受けた場合は、柔道整復師の施術は国民健康保険の対象外となります。ただし、負傷の状態の確認のために定期的に医師の検査を受ける場合や、継続して施術が必要かについて確認するために対診して施術することは可能です。

◎「療養費支給申請書」の内容をよく確認する

整骨院などで施術を受ける場合、医療機関同様に窓口で保険証を提示し、一部負担金を支払うほかに「療養費支給申請書」に署名しなければなりません。この申請書には傷病名や施術内容、回数などが記載されているので中身を確認してから署名しましょう。

◎施術内容についての確認をお願いすることがあります

国民健康保険で柔道整復師にかかった方に、負傷の原因や施術内容等について照会をさせていただくケースがあります。これは請求内容等に誤りがないか確認をさせていただくためです。

医療保険の財政健全化のためにも、皆様のご協力をお願いいたします。

◎問合せ ●住民課国保年金係 ☎(81)1832

個人番号(マイナンバー)カードの1月交付予約日時のお知らせ

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	★4	5	★6	7	8	★9
	午前9時から 午後6時30分	午前9時から 午後4時40分	午前9時から 午後6時30分	午前9時から 午後4時40分	午前9時から 午後4時40分	午前9時から 正午
★10	11	12	★13	14	15	16
午前9時から 正午		午前9時から 午後4時40分	午前9時から 午後6時30分	午前9時から 午後4時40分	午前9時から 午後4時40分	
17	★18	19	★20	21	22	23
	午前9時から 午後6時30分	午前9時から 午後4時40分	午前9時から 午後6時30分	午前9時から 午後4時40分	午前9時から 午後4時40分	
★24	★25	26	★27	28	29	30
午前9時から 正午	午前9時から 午後6時30分	午前9時から 午後4時40分	午前9時から 午後6時30分	午前9時から 午後4時40分	午前9時から 午後4時40分	
31	★ : 混雑が予想されますので早めのご予約をお願いします。					

以下の日時は予約のない方の交付を受け付けることができません。

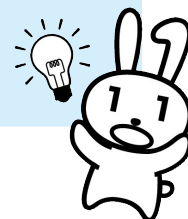
- 月曜日、水曜日……………午後5時から6時30分
- 第1土曜日、第1・第2日曜日……………午前9時から正午

※個人番号(マイナンバー)カードの申請・更新、マイナポイントの申込みはおこなっておりません。



ハガキに書いてある受け取り期限が過ぎちゃった…。
もう受け取れないや……。

ご安心ください！ 交付通知書に記載されている日付を過ぎてしまっても、個人番号(マイナンバー)カードの有効期限が切れるまでは保管してありますので、受け取ることができます。まずは、住民課住民係までご連絡ください！



◎予約受付・問合せ番号

住民課住民係 ☎(81)1824

午前8時30分から午後5時15分(月曜日のみ午後7時まで)

※土曜、日曜、国民の祝日・休日、年末年始は除きます

塗装専門店

塗装のプロにお任せ！ご相談・お見積り無料！

木の花塗装 (株木の花ホームの塗装専門店)
〒321-0158 宇都宮市西川田本町1丁目6
TEL:028-612-5667

◎壬生町内で働きませんか。 人材を募集しております。未経験者OK

広報を見たとお気軽に連絡ください。☎0285(23)9806 担当 荒川

《お任せください》

皆様の暮らしを守ります

- 壬生町水道施設維持管理業務
- 壬生町清掃センター焼却設備運転管理業務

○日本下水道協会賛助会員 ○日本下水道処理施設管理業協会会員 ○東京商工会議所会員

㊦セントラル工業株式会社

昭和49年2月設立 維持管理業全般 43年の実績

本社：〒150-0022 東京都渋谷区恵比寿南2-1-8 恵比須OTビル6階
栃木営業所：〒323-0807 栃木県小山市城東1-1-32-102

催し・講座

福祉のお仕事フェア (県南エリア)

- 日時 1月23日(土)午後1時～3時30分(受付は3時まで)
- 場所 小山市中央公民館(小山市中央町1-1-1)
- 内容
 - (1)求人事業所との個別面談・相談
 - (2)センター相談員による福祉の仕事に関する相談
- 対象 福祉の仕事をお探しの方、興味、関心のある方(令和3年3月卒業見込みの学生の方を含む)
- 参加費 無料
- 申込 不要
- 持ち物 履歴書不要・服装自由
- 問合せ 栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センター 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内 ☎028(643)5622

消防設備士試験のご案内

- 試験日 3月28日(日)
- 申込方法
 - ・電子申請(消防試験研究センターのホームページから)

- 1月15日～26日
- ・書面申請 1月18日～29日
- 費用(試験手数料)
 - 甲種 5,700円
 - 乙種 3,800円
- 願書配布場所 石橋地区消防組合消防本部、石橋消防署、壬生消防署、上三川消防署
- 問合せ (二財)消防試験研究センター 栃木県支部 ☎028(624)1022 <https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

募集



令和3年度栃木県地球温暖化防止活動推進員募集中!

- 栃木県では、地球温暖化に関する普及啓発をボランティアで行う地球温暖化防止活動推進員を募集しています。
- 応募資格
 - ①栃木県内に在住する方
 - ②満18歳以上(令和3年4月1日現在)の方
 - ③地球温暖化対策のための活動に熱意と識見を有し、地域

- で活動できる方
- ④令和3年度養成研修会に参加された方
- 任期 令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)
- 応募方法 ①研修会申込↓②研修会参加↓③応募用紙提出
- ※推進員応募のためには研修会への参加が必須です。研修会の申込締切は令和3年1月15日(金)必着です。
- 申込方法 次のホームページに掲載されている研修会参加申込書に必要事項を記入の上、栃木県地球温暖化防止活動推進センター宛て申込みください。
- <http://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/suisin/npe-ji.html>



壬生町シルバー人材センター 会員募集中(入会説明会)

- 壬生町シルバー人材センターでは、新規会員の説明会を開催します。関心をお持ちの方は、説明会にぜひお越しください。
- 日時 2月1日(月)午後1時30分～
- 問合せ 栃木県地球温暖化防止活動推進センター ☎028(673)9101

- 場所 壬生町シルバーワークプラザ研修室(大字壬生甲3844・2)
- 入会資格
 - ・町内在住の原則60歳以上の方
 - ・健康で、働く意欲のある方(特別な資格などは必要ありません)
 - ・シルバー事業の趣旨を理解し、賛同する方
- 説明会内容 入会資格説明・シルバー事業の趣旨、概要説明・入会申込書の記入方法・質疑(約1時間)
- 問合せ (公社)壬生町シルバー人材センター ☎(82)4682 FAX(82)4687

交通指導員を募集します

- 本町における児童・生徒の登校時及び歩行者等の通行の安全と住民の交通安全思想及び交通安全行政の促進を目的として、壬生町交通指導員設置要綱等に基づき指導員を募集します。
- ・児童・生徒の登校時の安全な誘導
- ・交通安全についての広報活動の推進等の業務
- 勤務日・勤務時間 原則として児童・生徒の登校日 午前7時～8時
- 勤務場所 壬生町内
- 受験資格 普通運転免許証をお持ちの方

- 申込方法 履歴書(市販のものに記載)を提出
- 申込期間 令和3年1月4日(月)から1月29日(金)まで(役場閉庁日は除く。)(郵送の場合は、令和3年1月29日(金)必着)
- 受付時間 午前8時30分～午後5時まで
- 任期 令和3年4月1日～令和7年3月31日まで(任期中、または委嘱時に70歳に達する方についてはその年度末まで(任期1年 再任可))
- 試験内容 筆記試験・面接試験(試験日程は後日連絡)
- 申込・問合せ 生活環境課 くらし安心係 ☎(81)1826 〒321-0292

おしらせ

77歳以上の高齢者の方へ、 ＱＱカードを交付します (ウィズコロナいきいき シニア事業のおしらせ)

日頃、感染防止を心掛けてくださっている町内の高齢者の皆様に、元氣いっばいに過ごしていただきたい!そんな思いから、コロナ禍が鎮まることを祈念し、高齢者の方へ

の支援としてQ.U.Oカードを交付するものです。

○対象 令和3年3月末までに満77歳以上に到達する方で、令和2年12月1日現在で壬生町内に住民登録のある方（昭和19年4月1日以前に生まれの方）

○額面 1,000円のQ.U.Oカード1枚

○送付予定時期 令和3年1月中旬ごろ個別郵送

◎問合せ 健康福祉課高齢福祉係 ☎(81)1830

令和3年度の健診お申込みについて

来月発行の広報みぶ2月号と一緒に、来年度の健診のご案内冊子を配布予定です。冊子には、お申込み開始日やお申込み方法、健診内容などを記載しています。ぜひご確認ください。

◎問合せ 健康福祉課健康増進係 ☎(81)1885

健康づくりに取り組んでいる企業・団体を応援します！

健康づくりに取り組みやすい環境を調えるなど、意欲的な団体（事業所・企業・自治会・お達者サロンなど）を応援します。

町が定めた「健康づくり項目」のうち5項目以上実施している、またはこれから実施しようとしている団体に「健

康づくり宣言認定証」を交付します。

健康づくり項目

- ・町の名産品のトマトをはじめとした野菜を多く食べる日の設定
- ・ウォーキングなどの適度な運動を促進
- ・バランスの良い食事の促進
- ・定期的に体重計に乗り確認
- ・定期的にラジオ体操の実施
- ・健康づくりリーダーの任命
- ・「みぶまち健康の貯金箱」への参加

健康に関するチラシやお便りの作成、発行

その他、独自で行っている健康に関すること

みなさんで一丸となって健康づくりに励みましょう！

1月中にお問合せ下さい。

◎問合せ 健康福祉課健康増進係 ☎(81)1885



「健康の貯金箱」の応募締切が近づいていきます

令和2年度の「健康の貯金箱」の応募締め切りは2月1日です。壬生町に在住または在勤または在学中の19歳以上の方が対象で、申請していただいた方は、500円分のQ

U.Oカードがもらえます。健診を受けて、減塩の食事

や、定期的な運動等の項目を満たしていれば応募申請が可能です。パンフレットと応募箱は健康福祉課、保健福祉センター、稲葉・南犬飼出張所に設置していますので、お早目に申請ください。

◎問合せ 健康福祉課健康増進係 ☎(81)1885

犬の飼い主の皆さんへ

○犬を家族に迎えたら、まず町に登録をしましょう。

新たに犬を飼う場合（購入、贈与等）、飼い主は犬を飼い始めてから30日以内に町に登録をしなければなりません。（ただし、出生の場合は90日を経過した日から30日以内。）（狂犬病予防法第4条）

登録された犬には鑑札が交付されます。鑑札は愛犬の住民票です。もし、愛犬が住所移転や死亡した場合は必ずご連絡をお願いします。

○狂犬病予防注射を受けさせましょう。

狂犬病の予防注射は、日本国内で犬を飼育する場合、年1回必ず受けさせなければなりません。（狂犬病予防法第5条）

狂犬病はとても恐ろしい病気です。狂犬病は、犬に限らずヒトも含め、全てのほ乳類

に感染する可能性があります。また、狂犬病は発症すると致死率はほぼ100%。つまり、発症してしまつては、現代の医学では助けることができませぬ。近年、日本での発症例は報告されていませんが、世界的には毎年狂犬病により数万人が亡くなっているといわれています。

ほ乳類の密輸等によって狂犬病がいつ日本に入ってくるか分かりませぬ。狂犬病の予防注射は、愛犬を守るだけでなく、人を守るためのものなのです。

○犬はつないで飼いましょう。（栃木県条例）

犬は多くの場合、飼い主には従順です。しかし、全ての人に従順というわけではありません。

放し飼いやきちんとつないでいなかったがために、飼い犬がほかの人や犬を傷つけた場合、飼い主がその責任をとり、損害賠償をしなくてはなりません。飼い犬はつなぐか、清潔なおりに入れて飼いましょう。

○犬のふんは持ち帰りましょう。（壬生町条例）

自分の敷地や家の前に犬のふんが落ちていたら不快に思いませんか？

また、子どもたちが遊ぶ公園で犬がふんをして、誰もそ

れを片付けなかつたらどう思いますか？

犬のふんの持ち帰りは、飼い主が守るべき最低限のルール・マナーです。ふんは必ず持ち帰り、適正に処分しましょう。

○犬の尿も適切に処理しましょう。（壬生町条例）

他人の家の軒先や電信柱などは、臭いが残つて迷惑になります。散歩の前には必ず犬の排泄を済ませましょう。尿をしてしまった場合は、水で流し、させる場所を考えて散歩させましょう。

※愛犬は家族の一員です。社会のルールを守つて大切に飼育しましょう。

◎犬の登録や狂犬病予防注射についての届出、問合せ

生活環境課環境保全係 ☎(81)1834

◎動物に関する相談

栃木県動物愛護指導センター ☎028(684)5458

あき地の管理を徹底しましょう

管理されていないあき地では、雑草が繁茂し、病害虫の発生源となるばかりか、ごみの不法投棄をされることも多くなります。

また、町内のあき地は「壬生町あき地の環境保全に関する条例」において、適正に管理することが義務づけられて

います。

あき地は所有者もしくは管理者の責任で、管理の徹底をお願いします。

◎問合せ 生活環境課環境保全係 ☎(81)1834

野外焼却(野焼き)は やめましょう

家庭から出るごみや事業所から出るごみは、その種類にかかわらず、野外での焼却は禁止されています。

ごみを燃やすとダイオキシンなどの有害物質が発生し、大気汚染の一因となります。また、異臭や煙でご近所に迷惑を掛けることとなりますし、火災の原因となることも少なくありません。

ごみを処分する場合は、一般家庭については、決められた日の朝にごみステーションへ出してください。また、事業所については、許可業者に処理を委託してください。

どんど焼きなどの風俗習慣または宗教上の行事や、農業を営むうえでやむを得ない軽微な焼却(※)などを除き、野外焼却は認められていませんので、絶対に行わないでください。

※農業用塩化ビニール・ポリエチレン類の焼却は認められていません。

◎問合せ 生活環境課環境保全係 ☎(81)1834

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付額を証明する書類について

確定申告をされる場合、社会保険料控除の控除額を証明する書類として、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の領収書等が必要となります。

口座振替で納付されている方は、1月下旬までに町税務課から送付する口座振替通知書をお使い下さい。

また、年金から国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料を天引きされている方は、日本年金機構から送付される年金の源泉徴収票をお使い下さい。

領収書等を紛失された場合は、納付額確認書を発行することが出来ます。運転免許証等の本人確認ができる書類をお持ちのうえ、税務課収税係までお越しください。

◎問合せ 税務課収税係 ☎(81)1816

国民健康保険加入世帯の方へ 国民健康保険税の軽減には 所得の申告が必要です

国民健康保険税は世帯主と加入者全員の所得の合計に応じて、均等割と平等割に2・

5・7割の軽減措置があります。

軽減措置の対象となるかどうかの判定のためには、所得が無い等の理由により、確定申告義務の無い方についても、課税される年度の前年1

年間の所得の有無について申告していただく必要があります。次の条件に当てはまる方は、国民健康保険税の軽減判定に必要となるため、当該年の1月～12月の所得の有無について、申告をお願いします。

◎申告が必要な方

・ 国保加入者がいる世帯主の方

・ 令和2年12月31日時点で19歳以上かつ国民健康保険に加入している世帯員の方

・ 収入が遺族年金・障害年金等、課税されない年金のみの方(課税対象とならないため、年金事務所よりの報告がありません)

◎申告受付先

・ 令和2年1月～12月の間に所得があった方は壬生町主催の確定申告会場

・ 令和2年1月～12月の間に所得が無かった方は壬生町役場税務課

◎申告が不要な方

・ 令和2年12月31日時点で19歳未満の方

・ 収入が給料又は課税対象となる年金のみの方(お勤め先の企業や年金事務所より所得

情報の報告があるため、ご本人による申告は不要です。給料と年金両方の収入がある場合は申告が必要となる場合があります。

・ 所得税法上の被扶養者・控除対象配偶者となっている方
・ 国民健康保険に加入していない世帯員の方(国民健康保険に加入された際には申告が必要となる場合があります)

◎問合せ 税務課諸税係 ☎(81)1819・1879

水道課からのお知らせ

◎止水栓から宅地内の給水装置の漏水について

壬生町では、止水栓から宅地内の給水装置(給水管、メーターボックス等)については、お客様の管理区分となっています。この部分についての漏水等の修繕は、お客様にご負担いただきますので、ご承知おきください。

◎水道管の凍結・破裂を防ぎましょう!

水道管の凍結・破裂は、気温が上がらない日が続く時や、朝の冷え込みが厳しい時に多く発生します。屋外水栓やメーターを保温するなどの対策をしましょう。

〈防寒対策〉

水道管に布などの保温材を巻いて保温し、その上からビニールテープなどをしっかりと巻きつけてください。

メーターボックスの中に、布切れや発泡スチロール粒などをビニール袋に詰め、メーターやバルブの周りに置くと保温になります。

〈凍結してしまつたら〉

そのまま自然に溶けるのを待つか、凍った部分にタオルをかけ、その上にぬるま湯をかけてください。熱湯は、破裂の危険がありますので、絶対にかけないでください。

〈破裂してしまつたら〉

破裂した箇所にタオルなどを巻きつけ、水の飛び散るのを防ぎ、メーターボックスの中にあるバルブを閉めるなどの応急処置をして、壬生町給水装置工事業者へご連絡ください。

なお、道路から止水栓までの破損やメーターが凍結破損したときは、水道課工務係 ☎(82)2260へご連絡ください。

〈注意〉

バルブで水を止めることができますが、さびて回りにくくなつたバルブは、無理に回すとコックが折れて破損の原因となりますので、十分ご注意ください。

◎お引越しの際には、水道の閉栓手続きを忘れずに!

引越しの日が決まつたら、前もって水道課へ閉栓の手続きをしてください。(使用者ご本人からの手続きは、

電話にてお受けしています。)ご連絡の際は、住所・氏名・引越し日時・引越し先をお知らせください。引越しまでの水道料金(精算分)は、前回の検針日から引越しまでの使用量をもとに計算します。

閉栓のご連絡がないと、水道を使用していなくても、引き続き料金がかかりますので、必ず水道課へご連絡をお願いします。

○放射線物質測定結果について
3ヶ月に1度、水道水の放射性物質を測定しています。結果については、壬生町公式ウェブサイトで随時公表しています。

なお、放射性物質は検出されておられませんので、安心してご使用ください。

◎問合せ 水道課 ☎(82)2260 (徴収事務受託者(株)日本ウォーターテックス)

下野市全域で「しば焼き」を実施します

越冬病害虫を防除するため、あぜ道等のしば焼きを実施します。

○日時 1月31日(日)午前9時～正午

※雨天等により実施できない場合は、2月7日(日)に順延

○場所 下野市内の水田・畑のあぜ道等

町営住宅入居者募集

◎問合せ 下野市農政課農業振興グループ ☎0285(32)8906

住宅	棟	階数	家賃(円)	間取り	備考
ひばりヶ丘団地(大字壬生丁281)	2号棟	4階	12,800～19,000円	3K(49.9㎡)	駐車場は1世帯に1台です。給湯器・浴槽・風呂釜はありません。
	3号棟	3階	13,000～19,300円	3K(49.9㎡)	
下台団地(駅東町4-24) 壬生駅まで徒歩約2分	1号棟	3階	15,400～22,900円	3K(54.9㎡)	家賃はあくまで予定です。家賃算定の結果この範囲外になる可能性もあります。家賃のほか共益費がかかります。
	3号棟	2階3階	15,700～23,300円	3K(54.9㎡)	
	4号棟	3階	18,100～26,900円	3K(62.0㎡)	

○家賃の金額は、最新の所得によって決まります。

◎対象

1. 現在同居している、又は同居しようとする親族がある方(3ヶ月以内に結婚、同居する婚約者を含む。)

町営住宅に単身で入居を希望する場合の方でも、一定の条件を満たせば申込できます。(下記※参照)

2. 住宅に困窮していることが明らかかな方(申込者又は同居予定の方が住宅を所有している場合は、原則として申し込むことはできません。)

3. 市町村税を滞納していない方

4. 暴力団員でない方(同居者も含みます)

5. 所定の計算方法により算出した世帯全員の所得額が次の金額以下である方

◇世帯全員の月あたり所得
一般世帯 158,000円以下
裁量階層世帯(※参照) 214,000円以下

※満60歳以上である、障害者手帳を持っている、生活保護を受けている等

○申込方法 1月4日以降に建設課住宅係で入居申込書を配布します(土日を除く)。

入居を希望される方は、入居申込書に必要な書類を添えて左記の受付期間中に建設課住宅係まで提出してください。

○受付期間 1月4日(月)～15日(金)午前8時30分から午後5時まで(土日祝を除く)

申込者多数の場合は抽選になります。抽選会は1月18日(月)午前10時から予定しています。

○入居資格など詳しい内容については配布する入居申込案内をご覧ください。

○入居日は2月1日以降になります(事務手続きの都合により前後する可能性があります)。

○入居の際には、家賃2ヶ月

分の保証金と連帯保証人が必要となります。連帯保証人は壬生町に居住している方または県内に居住している親族の方で1名です。

◎問合せ 建設課住宅係 ☎(81)1849

介護

傾聴ボランティアグループ「きかせて」が贈るサロン「こらっせ」の開催について

傾聴ボランティアグループ「きかせて」のメンバーが参加していただいた方のお話し相手をいたします。どなたでも参加できます。和やかな雰囲気の中で、お茶やコーヒーを飲みながら楽しいひと時を過ごしませんか?

○日時 1月12日(火) 午前10時～11時30分

○参加費 無料

○場所 町保健福祉センター

◎問合せ 壬生町傾聴ボランティアグループ「きかせて」 ☎(82)3902 佐藤方

町社会福祉協議会 ☎(82)7899

オレンジカフェ「なごみ」の開催について

認知症の方やその家族、地

域のみなさんが楽しめる場所です。

当日は、ボランティアの方による歌や踊り、民話等のレクリエーションも予定しています。(内容はその日によって異なります。)

お茶を飲みながら、なごみましよう。

○日時 1月22日(金) 午前10時～正午

○参加費 100円

○場所 町保健福祉センター

◎問合せ 健康福祉課介護保険係 ☎(81)1876・1877

壬生北地区地域包括支援センター ☎(86)3579 壬生南地区地域包括支援センター ☎(82)2119

オレンジカフェ「福来」の開催について

認知症の方やその家族、地域住民の方々、専門職等の誰もが参加できる集いの場です。どなたでもお気軽にお越しください。当日は、ボランティアの方による歌や踊り、民話等のレクリエーションも予定しています。(内容はその日によって異なります。)

お茶やコーヒーを飲みながら、ほっとひと息しませんか。

○日時 1月17日(日) 午前10時～正午

○参加費 100円

○場所 デイサービスセンター

しもつけ荘 ホール
 ◎問合せ
 健康福祉課介護保険係

☎(81)1876、1877
 壬生北地区地域包括支援セン
 ター ☎(86)3579
 壬生南地区地域包括支援セン
 ター ☎(82)2119

令和2年度 第5回介護者サロンの開催について

家族を介護する方が、悩みや不安を、安心して話をしたり、情報交換をする場として、介護者サロンを開催しています。介護者の方同士で自分の体験について話し合い、励ましあい、親睦を深めることで、より良い介護を目指していきませんか？

《活動内容》

介護者サロンでは参加者の話を聞いたり、自分の体験を話したりしています。(自分から話をするのが苦手な方も、話を聞く、情報をもらうことを目的に参加できます。)

また、壬生町職員、地域包括支援センター職員も出席しておりますので、介護サービスについての悩みなどがございましたらお話をください。

※介護者サロンで話された内容を他に話すことはありません。

○日時 2月12日(金)午前10時～11時45分

○場所 町保健福祉センター
 ○参加費 無料

○申込 2月5日(金)までに電話申込み

◎申込・問合せ

健康福祉課介護保険係
 ☎(81)1876、1877
 壬生北地区地域包括支援セン
 ター ☎(86)3579
 壬生南地区地域包括支援セン
 ター ☎(82)2119
 町社会福祉協議会 ☎(82)7899

おむつ代の医療費控除のための確認書を交付します

おむつ代が医療費控除の対象と認められるためには、医師の発行した証明が必要とされていますが、次の①及び②に該当する方は、壬生町が発行する「主治医意見書確認書」により代用することができ

- ①おむつ代について、医療費控除を受けるのが2年目以降
- ②おむつを使用した方が介護保険要介護認定者等で、壬生町が医師の証明に代わる内容を確認できる場合

(介護保険認定審査資料主治医意見書にて「ねたきり」かつ「尿失禁有」を確認)

確認書が必要な方は、印鑑をご持参のうえ健康福祉課において手続きをしてください。

※おむつ代の医療費控除を受

けるのが初めての方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要になります。税務課で白紙の「おむつ使用証明書」を受け取り、主治医の先生にご相談ください。(証明書の発行に際しては費用が掛かります)

※「本人又は扶養者が非課税で税の申告が必要のない方」は、手続きの必要はありません。

◎問合せ 健康福祉課介護保険係 ☎(81)1876、1877

介護認定者の方へ障害者控除対象者認定書を交付いたします

障害者手帳の交付を受けていない65歳以上の高齢者で、身体障がい者または知的障がい者に準ずる方について、介護保険の要介護認定の資料をもとに、障害者控除の対象になるかを判定し、認定書を交付します。

所得税や町・県民税の申告をする際にこの認定書を提示すると、障害者控除を受けることができます。

○申請の手続き

本人または家族からの申請が必要です。町健康福祉課介護保険係の窓口で申請してください。また、郵送でも受け付けます(申請書は壬生町公式ウェブサイトからダウンロード可)。

認定書及び非該当通知書は後日発送します。※対象者に対しての個別通知はありません。「精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・身体障害者手帳の交付を受けている方」また、「本人または扶養者が非課税で税の申告が必要のない方」は申請の必要はありません。

◎障害者控除対象者認定基準(令和2年12月31日基準)(令和2年中に対象者が死亡している場合は死亡日)

控除区分	判定基準
障害者控除	要介護認定が要介護1以上であり、以下の1、2のいずれかに該当する方 1 介護認定調査票の「障害高齢者の日常生活自立度」がAランク該当 2 介護認定調査票の「認知症高齢者等の日常生活自立度」がⅡa又はⅡbランク該当
特別障害者控除	要介護認定が要介護1以上であり、以下の1、2のいずれかに該当する方 1 介護認定調査票の「障害高齢者の日常生活自立度」がB又はCランク該当 2 介護認定調査票の「認知症高齢者等の日常生活自立度」がⅢaからMランクまでのいずれかに該当

◎問合せ
 健康福祉課介護保険係
 ☎(81)1876、1877



スポーツ教室参加者の募集について

生涯学習課ではサッカー教室を開催します。サッカー初心者の方や、基礎技術を身につけたい、見直したい方のための「止める」、「蹴る」、「運ぶ」を中心としたサッカー教室です。

○日時 2月7日(日)、14日(日)、21日(日)の3日間

各日とも午前9時～11時まで

○場所 嘉陽が丘ふれあい広場

○対象 10名(町内在住、小学生)なお、応募人員が5名に満たない場合、中止します。

○参加費 1回につき300円程度(傷害保険等)。会場にて徴収

○申込 1月14日(木)～29日(金) 電話申込み・先着順で定員になり次第締切り

○持ち物 運動の出来る服装

◎問合せ 嘉陽が丘ふれあい広場 ☎(82)1014

壬生町大字上稲葉1056番地8

上三川町・壬生町開催 「女性・ママのための就職活動 準備講座」のお知らせ

○日時・内容・定員

- ① 1月15日(金) 午前10時30分～正午
「就職活動準備のポイント・自己分析等」 10名
- ② 1月18日(月) 午前10時～午後5時
「個別相談会(ひとり50分程度)」 6名
- ③ 1月20日(水) 午前10時～午後5時
「個別相談会(ひとり50分程度)」 6名
- ④ 1月29日(金) 午後1時30分～3時30分
「上三川・壬生町周辺企業 ミニ面接会」 30名

○場所

- ①③④上三川町商工会 大会議室(上三川町しらさぎ1-3-4)
- ②壬生町役場 ひばり館1階A会議室(壬生町通町12-22)

○参加対象者

お仕事をしていない女性の方、ママの方

○申込方法

電話・FAX・メール(事前申込優先)
※希望日・名前・住所・年齢・電話・E-mailを添えてお申込みください。

○その他

- ・託児あり 1/15(金)、1/29(金) 各日先着5名
- ・新型コロナウイルス感染予防の為、マスク着用
- ・事前検温をお願いします。

○主催 栃木県 上三川町 壬生町

◎問合せ

(株)ワークエントリー栃木事業部
〒320-0807宇都宮市松が峰2-4-7千葉ビル
☎(612)8643 FAX(612)8645
メール:shuroshien@we-tochigi.sakura.ne.jp

子育て支援センターひよこ

「ファーストサイン②」講習会 参加者募集

赤ちゃんがどうして泣いているのか、どうして怒っているのか分からず困ったことはありませんか？お子様の気持ちが共有できる「ファーストサイン」一緒に学んでみませんか？

- 日 時 2月3日(水) 午前10時～11時
- 場 所 保健福祉センター2階(母子室)
- 講 師 RTA指定スクール陽だまり 長峰明日香氏
- 対 象 生後1か月～2歳前後の児童とその保護者(壬生町在住)

○募集人数 5組

○参加費 無料

○持ち物 マスク着用 タオル・ウェットティッシュ・バスタオル(乳児を寝かせる場合に使用)

○申 込 1月12日(火)から電話申込(定員になり次第締切り)

◎申込・問合せ 子育て支援センターひよこ ☎(82)3309

壬生町総合運動場内トレーニングインストラクター指導日
壬生町総合運動場内トレーニングルームでは、初心者の方でも安心してご利用いただけるよう、毎月3回インストラクターによる指導日を設けています。ぜひご利用ください。

○インストラクター指導日時
1月12日(火) 午前10時～正午、午後1時～3時
1月17日(日) 午前10時～正午、午後1時～3時
1月28日(木) 午後3時～7時
2月9日(火) 午前10時～正午、午後1時～3時

午後1時～3時
2月21日(日) 午前10時～正午、午後1時～3時
2月25日(木) 午後3時～7時
○場所 町総合運動場トレーニングルーム
○使用料金 一人につき1時間150円(ゆうがおスポーツクラブ会員は1時間100円)使用料金のみでインストラクターによる指導を受けます。
※付き添い者を含め10名まで入室可
◎問合せ スポーツ振興課・施設係 ☎(82)2345

児童館からのお知らせ

はじめての児童館

児童館をはじめて利用する親子を応援します。

- 日時 1月13日(水) 午前10時30分～11時30分
- 内容 利用案内・読み聞かせ・クラフトタイム・自由遊び
- 対象 はじめて児童館を利用する親子
- 申込 前日までに電話で申込み

マミータイム【毛糸織りミニスマホバック】

小物づくりをきっかけに子育て・ママ友づくりを応援します。

- 日時 1月22日(金) 午前10時～正午(クラフト受付11時30分まで)
- 内容 クラフトタイム・読み聞かせ・自由遊び
- 対象 未就園児親子 10組
- 申込 前日までに電話で申込み
*申込み人数により、時間調整をする場合があります。



節分会の中止について

1月30日(土)に予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況やインフルエンザの流行時季であることを考慮し、中止いたします。開催を楽しみにいただいていた皆様には大変申し訳ありませんが、ご理解くださいますようお願いいたします。

《共通事項》

- 場 所 壬生町児童館
- ◎問合せ こども未来課・児童館 ☎(82)7388

図書館からのお知らせ

○移動図書館（BM）1月の日程

13日(水)	藤井小学校	13:00~14:00
14日(木)	羽生田小学校	13:00~14:00
15日(金)	稲葉小学校	13:00~14:00
19日(火)	壬生北小学校	13:00~14:00
20日(水)	安塚小学校	13:00~15:00
21日(木)	睦小学校	13:00~15:00
22日(金)	壬生東小学校	13:00~15:00
29日(金)	おもちゃのまち (おもちゃ団地協同 組合北側駐車場)	14:00~16:00

○移動図書館（BM）2月の日程

4日(木)	藤井小学校	13:00~14:00
5日(金)	稲葉小学校	13:00~14:00
16日(火)	壬生北小学校	13:00~14:00
17日(水)	安塚小学校	13:00~15:00
18日(木)	羽生田小学校	13:00~14:00
19日(金)	壬生東小学校	13:00~15:00
25日(木)	睦小学校	13:00~15:00
26日(金)	おもちゃのまち (おもちゃ団地協同 組合北側駐車場)	14:00~16:00

※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となる場合がありますので、ご了承ください。

※移動図書館「おもちゃのまち」は、現在「おもちゃ団地協同組合北側駐車場」で実施しています。ご注意ください。

おはなし会1・2月の日程

※新型コロナウイルス感染症の影響により、各種おはなし会が中止となる場合がありますので、ご了承ください。

・おはなしひろば

1月9日(土)・16日(土)・23日(土)・30日(土)

2月6日(土)・13日(土)・20日(土)・27日(土)

午後2時~2時30分

○場所 図書館2階 会議室

○問合せ 町立図書館 ☎(82)8543

「大人の折り紙教室」のお知らせ

節分に飾れるリースを作ります。ご一緒に楽しみましょう!

○日時 ①1月26日(火) ②1月28日(木)

午前11時~正午

(※両日とも同じ作品を作ります)

○場所 図書館2階 会議室

○定員 各回とも先着10名

○参加費 無料

○申込 1月6日(水)から申込み開始

○持ち物 特になし

○問合せ 図書館読書ボランティア

「おはなしアライグマ」緑川和子

☎090-6154-0118



図書館キャラクター：ミブラ

とちぎわんぱく公園イベント情報

No.	タイトル名	日にち	曜日	時間	対象	定員	参加費	申込期間/方法
1	新春 國學院大學栃木高等学校書道部作品展	1/2(土)~31(日)		9:30~16:30	どなたでも	なし	観覧無料	期間中会場へ *火曜日休館(但し1/5(火)は臨時休館)
2	親子で『マグカップ』をつくろう	1/17	日	①10:30~12:00 ②13:30~15:00	小学生の親子 (2人1組)	各回5組	1,000円	12/17(木)9:00~ 電話か来所にて(先着)
3	‘シトラスリボン’ストラップをつくってみよう	1/24	日	①10:00~②11:00~ ③13:00~④14:00~ (各回30分/時間は申込順)	親子又は大人	各回4組 (入室は12名迄)	100円 *麻ひも持ち 帰り2本	12/24(木)9:00~ 電話か来所にて(先着)
4	大人の陶芸教室『電動口クロ・釉掛け』1 *2回連続講座です(2/6・27)	2/6	土	①9:30~11:30 ②13:00~15:00 (両日共通/選択)	両日参加可能な 大人	各回6名	各日 1,000円	1/6(水)9:00~ 電話か来所にて(先着)
5	スマイルクラフト・好きさ☆わんぱく公園!	2/11	木・祝	①10:00~②11:30~ ③13:00~④14:30~ (各回30分)	3才以上のお子様	各回4組 (付添者は1名迄)	無料	1/11(月祝)9:00~ 電話か来所にて(先着)
6	バレンタインサイコロチャレンジ	2/11(木・祝) ~14(日)		9:30~ *ふしぎの船開館時間中	ふしぎの船へ入館 した小学生以上	なし	無料 *入館料は掛 かります	期間中会場へ
7	ひな壇飾りの展示	2/11(木・祝) ~3/3(水)		9:30~16:30	どなたでも	なし	観覧無料	期間中会場へ *火曜日休館(祝日の場合は翌日が休館)
8	カンタン、缶バッジづくり!	2/14	日	①10:00~12:00 ②13:00~15:00 (随時受付)	どなたでも	70名 (入室は12名迄)	160円	当日会場へ

○問合せ とちぎわんぱく公園 ☎(86)5855

— 掲載内容は変更の場合がありますので、各問合せ先へご確認ください —

令和3年度
壬生町奨学生募集

町では、経済的に困窮している世帯で高等学校に進学を予定している方に奨学金を給付します。

○対象

・令和2年度壬生町立中学校の卒業生で高等学校に進学を予定している方
・学習への取組及び行動状況共に良好な方
・経済的な理由により修学困難な方と選考委員会が認める場合

○給付年額

県立高校 50,000円
私立高校 100,000円

○応募期間 1月15日(金)～2月19日(金)

○願書配布先及び応募方法

町内中学校にある奨学金支給申請書等に必要事項を明記し、必要書類をご用意の上、中学校に提出してください。

◎問合せ 教育委員会学校教育課 ☎(81)1870

各種相談

心配ごと特別相談（弁護士相談）

日時	1月14日(木) 午前10時～正午	2月12日(金) 午前10時～正午
場所	町保健福祉センター	
相談員	弁護士	
申込方法	電話予約受付(先着順)	
申込日	1月12日(火) 午前8時半～	2月8日(月) 午前8時半～
対象	町内在住者 各回5名 同一の内容の相談は一回限り	
その他	国が設立した法律相談機関『法テラス栃木』もご利用ください。☎050(3383)5395	
問合せ	(福)壬生町社会福祉協議会 ☎(82)7899	

療育手帳をお持ちの方へ（18歳以上）
～巡回相談（動く知更相）について～

日時	3月5日(金)
場所	栃木市保健福祉センター (栃木市今泉町2-1-40)
相談内容	栃木県障害者総合相談所へ来所が困難な方(在宅生活者)の利便性を考え、栃木市健康福祉センターにて、療育手帳の再判定のほか、処遇相談、生活相談等を実施します。 ※再判定には、「生活状況調査」の提出が必要になります。様式は壬生町公式ウェブサイトに掲載していますのでご活用ください。
その他	予約制です。約1ヵ月半前までに、町健康福祉課障がい福祉係へお申込下さい。 なお、新型コロナウイルス感染リスクを軽減するため、書類判定も可能です。また、感染予防のため再判定が困難な場合は、延長可能ですのでご相談下さい。
申込み 問合せ	健康福祉課障がい福祉係 ☎(81)1883 FAX(81)1121

税理士会が行う還付申告無料税務相談

日時	2月3日(水)
場所	税理士会栃木支部各会員事務所
相談員	税理士
対象	所得金額300万円以下の給与所得者及び年金受給者で、少額の還付申告相談(内容により有料になる可能性もあります。)
その他	電話相談
申込み 問合せ	税理士会栃木支部 ☎0282(24)4861

電話による相続・遺言無料相談

日時	令和3年5月までの毎月第2土曜日 午前10時～午後3時
相談員	司法書士
その他	・要予約・予約をした相談者に相談員から所定の時間に電話をして相談を行う・相談時間30分
申込み 問合せ	栃木県司法書士会 ☎028(614)1122

身近なことで困っていることはありませんか？
人権相談所を開設します

日時	2月2日(火)午前9時30分～正午
場所	役場ひばり館A会議室
内容	法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員による「特設人権相談所」を開設します。相談内容は秘密が守られ、相談料は無料です。
申込	予約は必要ありませんが、お待たせしないために事前予約をお勧めします。
問合せ	生活環境課くらし安心係 ☎(81)1826

人権・行政相談 毎月第3木曜日定期相談

日時	1月21日(木)午後1時30分～4時
場所	町保健福祉センター
相談内容	「人権相談」家庭生活や社会生活を営むうえで、自分の力では解決できない人権問題等。相談員は人権擁護委員 「行政相談」医療保険、年金、道路等、行政についての苦情、要望等。 相談員は本町の下記行政相談員 相田喜久夫氏 ☎(82)0603 糸川 元一氏 ☎(86)3869
その他	相談無料・秘密厳守 お気軽にご相談ください。予約は必要ありませんが、事前予約を推奨します。
申込み 問合せ	人権相談…生活環境課くらし安心係 ☎(81)1826 行政相談…総合政策課情報広報係 ☎(81)1814

電話・インターネットによる人権相談

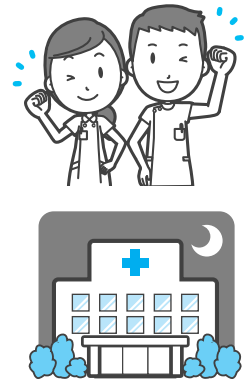
みんなの人権110番	☎0570(003)110
子どもの人権110番	☎0120(007)110
女性の人権ホットライン	☎0570(070)810
インターネット人権相談窓口	https://www.jinken.go.jp

夜間・休日の診療機関

※受診する際は、事前に電話確認をしてお出かけください。

◆壬生町在宅当番医 9:00~17:00

日付	病院名	自治会名	電話番号
1月1日	島田医院	安塚二	☎86-0011
1月2日	小倉医院	上通町	☎82-0057
1月3日	おもちゃのまち内科クリニック	おもちゃのまち	☎86-1517
1月10日	佐藤医院	安塚一	☎86-0123
1月11日	島田医院	安塚二	☎86-0011
1月17日	小倉医院	上通町	☎82-0057
1月24日	陣内医院	城内	☎82-0242
1月31日	大橋内科クリニック	福和田	☎82-8522
2月7日	かとう小児科	落合	☎82-7576



◆栃木地区急患センター 栃木市境町27-15 ☎22-8699

診療日時	平日(月~土曜日)	19:00~22:00 内科(小児を含む)のみ
	休日(日曜日)	内科 9:00~21:00 外科 9:00~17:00 小児科 18:00~21:00
	休日(祝日・年末年始)	内科(小児を含む)、外科 9:00~21:00

◆とちぎ救急医療電話相談

急な病気やけがについて、経験豊富な看護師が相談に応じます。

【子ども】月曜日~土曜日 18:00~翌朝8:00 【大人】月曜日~金曜日 18:00~22:00
日曜日・祝日 24時間 土曜日・日曜日・祝日 16:00~22:00
☎028-600-0099 プッシュ回線#8000 ☎028-623-3344 プッシュ回線#7111

「自殺予防いのちの電話」

日時 毎月10日 午前8時 ~ 翌日11日 午前8時の24時間

相談内容 自殺予防相談 (死にたい、死のうと思っている。生きている意味がないなど。)

相談番号 0120-783-556 *通話料金無料



こころの相談@とちぎ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、心に不安がある方や悩み、ストレスがある方に対してLINEを使用した相談を行っています。

相談時間 15時~22時まで(最終受付:21時まで)(土日祝日含む)

相談方法 本相談は「LINEアプリ」を使用します。
2次元コードを読み取るか、URLを入力して登録してください。
URLはこちら→<https://lin.ee/451qOvZFR>



壬生町防災行政無線システムについて

放送内容の確認(電話応答装置)

「放送されていることに途中で気付いた」「風が強く放送内容がよく聞こえなかった」という場合は、次の番号に電話すると放送内容を聞くことができます。

電話番号 0282-82-9000

防災メールの配信

役場にて放送した拡声子局からの案内と同じ内容を、携帯電話やパソコンなどにメールで配信します。事前登録が必要ですので、次により登録ください。登録方法は、携帯電話・パソコンなどから下記QRコードやURLへアクセスしてください。

・URL <http://www.bousai-mibu.jp/mail/pub/>

・QRコード



壬生町防災行政無線に関するお問合せは

総務課 消防防災係 ☎81-1808

— 掲載内容は変更の場合がありますので、各問合せ先へご確認ください —

1月16日～2月15日


イベントの開催状況については、町の公式ウェブサイトを確認するか、各担当課にお問合せください。

1月


		こども	おとな
16	土	両親学級（9：30～保健福祉センター）	
17	日		
18	月		窓口業務時間延長日（17：15～19：00 本庁 住民課・税務課・こども未来課・健康福祉課）
19	火	未就園児親子対象教室（なかよしルーム・きらきらコース）（9：30～児童館） 乳幼児健診（1歳6か月）（12：50～保健福祉センター）	
20	水	なかよし相談（9：30～保健福祉センター） おっばい相談（10：00～保健福祉センター）	
21	木	未就園児親子対象教室（なかよしルーム・にこにこコース）（9：30～児童館）	人権・行政相談（13：30～保健福祉センター）
22	金	マミータイム（10：00～児童館）	
23	土		
24	日		
25	月		窓口業務時間延長日（17：15～19：00 本庁 住民課・税務課・こども未来課・健康福祉課）
26	火	乳幼児健診（3歳児）（12：50～保健福祉センター）	
27	水		メタボ予防教室（9：30～保健福祉センター）
28	木		
29	金		
30	土		
31	日		

2月

1	月		窓口業務時間延長日（17：15～19：00 本庁 住民課・税務課・こども未来課・健康福祉課） 12・1月分上下水道料金口座振替日、1月の納税等納期限 シルバー人材センター新規会員の入会説明会（13：30～ 壬生町シルバーワークプラザ研修室）
2	火	未就園児親子対象教室（なかよしルーム・きらきらコース）（9：30～児童館） 乳幼児健診（4か月児）（13：00～保健福祉センター）	
3	水	「ファーストサイン②」講習会（10：00～子育て支援センターひよこ）	
4	木	未就園児親子対象教室（なかよしルーム・にこにこコース）（9：30～児童館）	
5	金		
6	土		
7	日		
8	月		窓口業務時間延長日（17：15～19：00 本庁 住民課・税務課・こども未来課・健康福祉課）
9	火	乳幼児健診（10か月児）（13：00～保健福祉センター）	
10	水	おっばい相談（10：00～保健福祉センター） はじめての児童館（10：30～児童館）	12・1月分上下水道料金納期限（納付書）
11	木		
12	金		
13	土		
14	日		
15	月		窓口業務時間延長日（17：15～19：00 本庁 住民課・税務課・こども未来課・健康福祉課）


 毎月第3日曜日は
ふれあい育む
家庭の日

毎月第3日曜日は家庭の日です。
 この機会に家族の絆を深めてみませんか？
 ※一部施設で優待制度があります。（詳細は県HP参照）
 ◎問合せ 教育委員会事務局生涯学習課（☎81-1873）


 ●町県民税……………（4期）
 ●国民健康保険税……………（7期）
 ●介護保険料……………（7期）
 ●後期高齢者医療保険料……………（7期）
 納期限 2月1日（月）



青空おはなし会の様子

3館連携イベントを開催しました

11月21日(土)町歴史民俗資料館にて、12月20日(日)まで開催していたテーマ展「壬生城～聖地日光への玄関口～」に合わせて、城址公園ホール・図書館・歴史民俗資料館の3館連携イベントを開催しました。

これは、令和3年11月20日(土)・21日(日)に開催が予定されている全国藩校サミットを盛り上げようと企画したもので、当日は天候にも恵まれ、青空おはなし会、鎧を着ての写真撮影や壬生城をテーマとした講演会などが行い多くの来場者で賑わいました。

「お殿様のジャム」を製作しました

壬生町就労支援施設むつみの森では、令和3年に開催される藩校サミット1年前を機に、壬生町を代表する「いちご」「トマト」「ゆうがお」を素材にジャムを作り、その名も「お殿様のジャム」と名付けました。江戸時代に時の将軍が壬生城で食した「いちご」、初代壬生藩主の鳥居忠英公が伝えた「かんぴょう(ゆうがお)」、そして現在壬生の特産物として、目覚ましい発展を遂げている「トマト」、この3つの食材をコラボさせたジャムです。

壬生町の歴史に思いを馳せながら、壬生の歴史と壬力(魅力)がギュッと濃縮されたジャムを、ぜひお召し上がりください。



新商品「お殿様のジャム」500円(税込)

※ジャムの中にはユウガオの実(果肉)を使用しています

◎問合せ 就労支援施設むつみの森 ☎(82)6174



のどか 和花ちゃん (H30.11.21生)
きんらかぞと 木村和元くん (H26.1.7生)



おおほき 大関利裕ちゃん (R2.1.14生)
れい 爽蒼ちゃん (H28.9.24生)

みんなの広場

わが家の
アイドル



えびさわはやと 海老沢駿仁くん (H25.1.9生)
ひると 優仁くん (H28.11.22生)
ひより 陽和ちゃん (H26.12.3生)

次回は3月生まれのアイドルを募集します。

【締切】1月22日(金)

【必要事項】氏名(ふりがな)(複数のアイドルが写っている場合はそれぞれ分かるように明記してください)、保護者名、生年月日、住所、電話番号

【申込方法】町公式ウェブサイトの、わが家のアイドル送信フォーム <https://www.town.mibu.tochigi.jp/idol/> から申込みができます。役場総合政策課、稲葉・南犬飼出張所、子育て支援センターでも受付しています。

【申込先】壬生町総務部総合政策課情報広報係
〒321-0292 壬生町通町12-22
Eメールアドレスsougo@town.mibu.tochigi.jp

【備考】写真は掲載後、原則お返しできませんのでご了承ください。また、町子育てサイトのトップページにもお写真を掲載します。



たかひろ 貴弘くん (H19.12.3生)

たくみ 拓巳くん (H23.9.28生)

ゆづた 裕太くん (H27.12.28生)

こもりたけ 小森太智くん (R2.1.23生)



ささくさななと 三枝虹翔くん (H28.1.23生)

—お詫びと訂正— ■広報みぶ12月号12ページ「令和元年度壬生町国民健康保険特別会計の財政状況」の記事にて、「令和元年度決算額差引※令和3年度に繰越」と記載ありましたが、正しくは「※令和2年度に繰越」でした。お詫びして訂正いたします。

■広報みぶ12月号33ページ「12月16日～1月15日」の記事にて、「1月10日第72回壬生町二十歳の集い(成人式)(壬生中央公民館(城址公園ホール))」と記載ありましたが、正しくは「壬生中学校(町総合運動場体育館) 南犬飼中学校(南犬飼中体育館)」でした。お詫びして訂正いたします。

【まちのうごき】●総人口 39,120人(-25) 男 19,412人(-3) 女 19,708人(-22) ●総世帯 16,168(-9) ()内は前月比 令和2年度11月末現在

広報みぶ 1月号 No.740 令和3年1月1日発行

発行人/壬生町役場 〒321-0292 栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号 編集/総務部総合政策課情報広報係 電話0282-81-1814 FAX0282-82-8262 町公式ウェブサイト <https://www.town.mibu.tochigi.jp>

環境保護のため再生紙を使用しています。